

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

- ア 名称 : 北九州市立総合療育センター  
イ 所在地 : 北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号(予定)  
ウ 敷地面積 : 10,777.60㎡(平成33年8月まで)  
              13,265.52㎡(平成33年9月から)  
エ 構造 : 鉄筋コンクリート造(地上4階建)  
オ 規模 : 延床面積 22,160.19㎡(ひさし、駐車場含む。)  
              (平成33年8月まで)  
              22,233.1㎡(ひさし、駐車場含む。)  
              (平成33年9月から)

#### カ 事業内容

- ・児童福祉法に基づく障害児入所支援
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援(児童発達支援センター)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく療養介護、短期入所、生活介護
- ・障害のある子どもの早期診断、治療及び幼児期から成人期にかけてのリハビリテーション等

#### (2) 指定期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称 : 社会福祉法人 北九州市福祉事業団  
イ 所在地 : 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号  
ウ 主な業務内容 :
- ① 第1種社会福祉事業(障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか)
  - ② 第2種社会福祉事業(保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施(障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか))

- ③ そのほか、市からの受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

## 2 指定の経緯

|       |       |                               |
|-------|-------|-------------------------------|
| 平成30年 | 5月14日 | 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証） |
|       | 8月24日 | 申請受付開始                        |
|       | 8月31日 | 申請締め切り                        |
|       | 9月5日  | 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）           |
|       | 9月    | 指定管理者候補の決定                    |

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・〔学識経験者〕伊藤 直子（西南女学院大学 教授）
- ・〔民間経験者〕大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 会長）
- ・〔学識経験者〕門田 光司（久留米大学 教授）
- ・〔税 理 士〕田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所 所長）

## 5 条件付き公募方式採用について

### （1）条件付き公募方式採用の視点

- ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）
- イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設
- ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設
  - 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
  - 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
  - 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立総合療育センターの指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

（別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり）

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

|     | 構成員 |   |   |   |
|-----|-----|---|---|---|
|     | A   | B | C | D |
| 妥当性 | 有   | 有 | 有 | 有 |

(3) 検討会における主な意見

- ・ 総合療育センターの設立当初から管理運営に携わっており、市の障害福祉に対する貢献は評価に値すると思う。新施設においても、今後の障害福祉の向上に寄与していただくことを期待したい。
- ・ 長年にわたって障害児（者）施設の運営に携わっており、高度な専門性や利用者との信頼関係がある。新しいセンターにおいても、これまでの経験を生かしていただき、さらに充実した診療体制の構築に期待したい。
- ・ 総合療育センターは、高い専門性を有する必要がある施設であり、重度の障害のある方々が多く利用される施設である。そういう点でも、継続的な信頼性が一番重要であると考えます。足立園を最初に立ち上げて、設立当初から運営に携わってこられた事業団が運営することが最も適していると考えている。
- ・ 本法人は、十分な実績を有しており、指定管理における第三者評価についても「適正」となっている。総合療育センターの運営に当たっては、障害のある方々への高度な医療・療育・訓練等が求められるため、条件付き公募は妥当と考える。

6 選定基準

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント |                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                 | 指定管理者としての適性                                                                                   |
|                   | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針                                                                |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や特性等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤                                                                             |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                              |
|                   | (3) 実績や経験など                                                                                   |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。                                                           |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                  |
| 2                 | 管理運営計画の適確性                                                                                    |
|                   | 【有効性】                                                                                         |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組                                                                          |
|                   | ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                          |
|                   | ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。                                          |
|                   | ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。                                                           |

|                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。<br>・発達の向上<br>・社会性の向上<br>・身体機能の維持・向上<br>・自立支援 など |
| ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組等の提案があるか。                                             |
| <b>(2) 利用者の満足度</b>                                                                               |
| ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。                                                                      |
| ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。                                                               |
| ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。                                                                    |
| ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。                                                                   |
| ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取組（社会参加や生きがいつくりなど）が考えられているか。                                                       |
| ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。                                                            |
| <b>【効率性】</b>                                                                                     |
| <b>(3) 指定管理料及び収入</b>                                                                             |
| ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。                                                               |
| ② 収入が最大限確保される提案であるか。                                                                             |
| ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。                                                              |
| <b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>                                                                       |
| ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。                                                                         |
| ② 経費の配分は適切であるか。                                                                                  |
| ③ 積算根拠は明確であるか。                                                                                   |
| ④ 再委託が適切な水準で行われているか。                                                                             |
| <b>【適正性】</b>                                                                                     |
| <b>(5) 管理運営体制など</b>                                                                              |
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                                                                      |
| ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。                                                              |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。                                                       |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                                                                       |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。                                                          |
| <b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>                                                                    |
| ① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。                                                               |
| ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。                                                |
| ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。                                                    |
| ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。                                                         |
| ⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。                                                                  |
| ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。                                                            |

## 7 審査結果

### (1) 適否

| 団体名                         | 選定基準（＝審査項目）<br>及びポイント | 構成員 |   |   |   |
|-----------------------------|-----------------------|-----|---|---|---|
|                             |                       | A   | B | C | D |
| 社会福祉<br>法人<br>北九州市福<br>祉事業団 | <b>1 指定管理者としての適性</b>  |     |   |   |   |
|                             | (1) 管理運営の理念、基本方針      | 適   | 適 | 適 | 適 |
|                             | (2) 人的・財政基盤           |     |   |   |   |
|                             | (3) 実績・経験             |     |   |   |   |
|                             | <b>2 管理運営計画の適確性</b>   |     |   |   |   |
|                             | <b>【有効性】</b>          |     |   |   |   |
|                             | (1) 設置目的の達成への取組       | 適   | 適 | 適 | 適 |
|                             | (2) 利用者の満足度向上         |     |   |   |   |
|                             | <b>【効率性】</b>          |     |   |   |   |
|                             | (3) 指定管理料及び収入         | 適   | 適 | 適 | 適 |
|                             | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性   |     |   |   |   |
|                             | <b>【適正性】</b>          |     |   |   |   |
|                             | (5) 管理運営体制            | 適   | 適 | 適 | 適 |
|                             | (6) 平等利用等             |     |   |   |   |

### (2) 検討会における主な意見

#### 【指定管理者としての適性】

- ・ 長年の実績や経験があり、高度な専門性を十分に有し、熱意や意欲を持っている。
- ・ 当該施設は障害児（者）にとって心のよりどころである。診療内容や事業の更なる充実に向けて努力してほしい。
- ・ 長年の運営経験や専門性、利用者との信頼関係等を踏まえた上で、新・センターでの診療内容等を充実させてほしい。18歳以上で診療を希望する障害のある者についても、スムーズに対応いただくことを期待したい。
- ・ 日頃より収入の確保や経営安定に努め、適正に努力していると考ええる。

#### 【管理運営計画の適確性】

- ・ 総合療育センターの基本方針とともに、職員倫理綱領や行動規範が設けられており、利用者を第一の運営がなされていると考える。また、管理体制も明確に示されており、他の組織との連携もなされている。
- ・ 利用者アンケートの満足度は高評価であり、今後とも施設運営の維持・向上につなげてほしい。
- ・ 研修を重ねて、障害児（者）のためのセンターとして取り組んでほしい。
- ・ 建物もせっかく新しくなるので、研修体制の充実など、若い人が働きたいと思うような、魅力を増すための努力をしていただきたい。

## 8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・ 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、昭和 53 年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・ 平成 18 年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に対する強い意欲が感じられる。
- ・ 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。
- ・ 当該法人は、十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組がなされており、収支差の改善に向けた意欲については評価できる。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、現状と課題を踏まえた様々な提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。
- ・ 新・総合療育センターに整備した医療機器やインフラを存分に活用して、障害のある方々への医療と療育の更なる充実につなげていくことが期待できる。

## 9 提案額

230,304千円（平成31年度）

93,085千円（平成32年度）

34,924千円（平成33年度）

## 条件付き公募とする理由

本施設は、障害児（者）に対する療育・医療を行う中心的施設であり、入所機能をはじめ、通所や診療機能を有する。

入所における利用者は24時間運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係である。また、通所においては、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められる。そのため、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」と言える。

また、重い障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要し、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」とも言える。

（社福）北九州市福祉事業団は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

そのため、本施設の公募方法については、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられる。

## 提 案 概 要

（北九州市立総合療育センター 指定管理者）

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

### 1 指定管理者としての適性について

|                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</b>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業団が策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。                                                                                                                                                        |
| <b>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</b>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和40年の設立依頼、53年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など10種75施設を運営しています。また、多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間で連携することでさまざまな支援の提供が可能です。</li> <li>○ 平成29年度決算からみると、短期安定性の指標の流動比率は276%、長期安定性の指標である純資産比率は84%（純資産額は88億円）、固定長期適合率は82%、さらに借入金はなく、財政基盤の安定性は十分確保されています。</li> </ul> |
| <b>(3) 実績や経験など</b>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児者施設のほか保育所・児童館・高齢者施設等75施設を運営し、市民への福祉サービスの提供に積極的に取り組んでいます。</li> <li>○ 総合療育センターの設立以来、国内における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設として運営してきた実績があります。</li> <li>○ 総合療育センターでは国家資格を要する医療スタッフ等が200人以上在職しています。</li> </ul>                                 |

### 2 管理運営計画の適確性

|                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【有効性】に関する取組み</b>                                                                                                                                                                                              |
| <b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</b>                                                                                                                                                                                     |
| <p>「総合療育センターの使命」「基本方針」に基づき、外来・入所・通園、地域支援など障害児（者）及びその家族のニーズに応じたサービスを提供し、地域への社会貢献に取り組めます。</p> <p>平成31年度には3病棟での運営体制を確立して、入院稼働率のアップに取り組む、平成33年の4病棟体制を目指します。最新の医療機器等、再整備により拡充された機能を最大限に活用して、利用者の増加や利便性の向上に取り組めます。</p> |
| <b>(2) 利用者の満足度</b>                                                                                                                                                                                               |
| <p>利用者の意見・要望などを効果的に集約し、対応を速やかに決定するとともに、情報提供を密に行うことで、利用者満足度90%以上を目指します。個別支援計画の充実を図り、利用児（者）へのサービスの向上に努めます。「かわら版」等の利用者情報誌を発行し、最新の福祉情報・障害に関する知識等の情報提供を行います。職員教育を計画的に行うことで、サービスの質の維持・向上を図ります。</p>                     |



**【効率性】に関する取組み**

**(1) 指定管理業務に係る経費**

委託契約、単価契約、リース契約等は原則入札もしくは見積競争による委託等契約の実施により、業務の効率化・物品供給の安定化・経費節減に取り組みます。節水協力や節電協力の張り紙を掲示し、職員の節水・節電意識を高めます。空調は環境省の提唱する空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。また、特定規模電気事業者との契約により電気料金の節減に努めます。

**(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性**

収入は運営実績を基に利用者数及び報酬改定を反映し、3病棟体制では入院収入を7対1看護入院基本料として積算しています。人件費の支出は病棟増に伴う看護師の増員を、事務費、事業費の支出は職員数、利用者数、施設の面積、電子カルテ費用等新規の項目を反映して積算しています。再整備により拡充された機能を最大限に活用して、利用者の獲得と収入の確保に取り組みます。

**【適正性】に関する取組み**

**(1) 管理運営体制など**

- 管理運営体制を明確にするとともに、各種委員会を設置し、利用者にとって安全で安心な施設運営を図ります。
- 職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成します。
- ボランティアを受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。
- また、地域の保育所・幼稚園・小学校・自治会との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

**(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など**

- 利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、利用者の人権擁護を徹底します。
- 子ども総合センター等関連機関と調整し、緊急度の高い方からサービスを提供します。
- 安全管理や事故対応、防犯、防災対策などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

**提案額（千円）**

|      |           |
|------|-----------|
| 31年度 | 230,304千円 |
| 32年度 | 93,085千円  |
| 33年度 | 34,924千円  |

※ 提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

**第1回 北九州市立総合療育センター及び総合療育センター西部分所に係る  
指定管理者検討会 会議録要旨**

- 1 開催日時 平成30年5月14日（月）17時50分～18時50分
- 2 場 所 北九州市庁舎 8階 81会議室
- 3 出席者  
【検討会構成員】 伊藤構成員、大野構成員、門田構成員（座長）、田村構成員  
【事務局】 保健福祉局障害者支援課長、障害福祉施設係長 ほか1名

**4 会議内容**

**(1) 条件付き公募方式採用の妥当性について**

- ・構成員の互選によって座長選出
- ・事務局から、当日の議事次第、検討会の目的、審査の流れ等について説明
- ・事務局から、施設の管理運営に関する要求水準及び条件付き公募方式採用の理由などについて説明した後、質疑へ。

(構成員) 現在建設中の新総合療育センターは、本年11月に診療を開始するということか。

(事務局) 11月の開所を目指している。建物自体はもう少し早く完成する。

(構成員) 前回の指定期間中に、運営方針などについて改善・推進に係る指導などをされていれば教えてほしい。

(事務局) 本市では、指定管理者制度を導入した施設について、指定管理者の業務実績や提案、改善を的確に評価することにより、指定管理者が取組み意欲を高め、レベルアップを図ることを目的とした「指定管理者評価制度」を導入している。

条件付き公募を実施した施設については、中間評価と、次の指定管理者の選定前に実施する選定前評価を実施することとなっている。平成29年度の中間評価においては、今回の選定対象の2施設についてはいずれも「C（適正）」との評価をいただいている。

中間評価の中では、施設の設置目的の達成や利用者の満足度、効率性の向上等に関する取組みなどが評価項目となっており、

- ・初診待機者の解消につなげるために事前相談を実施
- ・通園事業において、母親以外の家族が参加しやすい土曜日に開園日を設定し、家庭の療育への理解を深める取組みを実施
- ・委託による経費削減
- ・電灯の間引き運転などによる電力使用量等の削減

などが評価されている。

保護者アンケートでは、例えば総合療育センターについては、診察までの待ち時間を短縮してほしい、トイレにベッドを置いてほしい、駐車スペースを広くとってほしいなどの声をいただいている。新しい総合療育センターのハード面の改善により、前述の指摘事項の中には解消できるものもあると考えている。

スタッフの態度や感染症対策などに係る指摘事項については、事業団には伝えてあり、適宜ご対応いただいている。

(構成員) 新総合療育センターの面積について、平成33年8月までの面積と、9月からの面積が異なるのはなぜか。駐車場などが増えるということなのか。

(事務局) 隣接する特別支援学校の校舎の一部を解体して、駐車場にする予定がある。その工事の時期がずれているので、そのような差が生じている。駐車台数を十分に確保するとともに、1台あたりの駐車スペースをできるだけ広くとるように工夫したい。

**質疑応答を踏まえ、構成員は各自で条件付き公募方式採用の妥当性の有無を記入し、その後、構成員全員で意見交換を行った。**

(構成員) 本法人は、総合療育センターの設立当初から管理運営に携わっており、市の障害福祉に対する貢献は評価に値すると思う。先ほど説明があったように、改善を図るべきところについては、鋭意努力をされているようである。新施設においても、今後の障害福祉の向上に寄与していただくことを期待したい。

西部分所についても、総合療育センター本体との総合的な連携体制は必須だと思うので、同一法人による運営を期待したい。

(構成員) 本法人は、長年にわたって障害児(者)施設の運営に携わっており、高度な専門性や利用者との信頼関係がある。新しいセンターにおいても、これまでの経験を生かしていただき、さらに充実した診療体制の構築に期待したい。

西部地域の方がわざわざ小倉南区の総合療育センターまで出てくるのは大変だったが、事業団が管理運営する西部分所ができて、西部地域の障害児の中核的な診療所となっている。そういう点でも、総合療育センターと同様に高い専門性が保たれており、信頼関係も構築されていると言える。総合療育センター本体とともに、更なる資質向上に期待したい。

(構成員) 総合療育センターは、高い専門性を有する必要がある施設であり、重度の障害のある方々が多く利用される施設である。そういう点でも、継続的な信頼性が一番重要であると考え。足立園を最初に立ち上げて、設立当初から運営に携わってこられた事業団が運営することが最も適していると考えている。

また、通常の一般公募となった場合には、どういう方が参入してくるかわからないため、両施設ともに条件付き公募が妥当と考える。

西部分所も新しい施設であるが、総合療育センター本体と連携がとることができていることはもちろん、直方方面など遠くから来られる患者さんにとっても利便性がとてもよい。総合療育センター本体と一体的に運営されることが望ましいと考え、期待もしている。

(構成員) 本法人は、十分な実績を有しており、指定管理における第三者評価についても「適正」となっている。総合療育センターの運営に当たっては、障害のある方々への高度な医療・療育・訓練等が求められるため、条件付き公募は妥当と考える。

西部分所についても、同上の理由により、条件付き公募が妥当と考える。

**検討会の意見を受け、条件付き公募方式の妥当性の判断について、事務局より説明。**

(事務局) 条件付き公募方式を採用することに「妥当性有り」との審査結果をいただいた。この結果も踏まえた上で、市として最終的な判断を行い、条件付き公募に必要な手続きを進めてまいりたい。

**第2回 北九州市立総合療育センター及び総合療育センター西部分所に係る  
指定管理者検討会 会議録要旨**

- 1 開催日時 平成30年9月5日（水）17時50分～19時10分
- 2 場 所 北九州市庁舎 8階 81会議室
- 3 出席者  
【検討会構成員】 伊藤構成員、大野構成員、門田構成員（座長）、田村構成員  
【事務局】 保健福祉局障害者支援課長、障害福祉施設係長 ほか1名

4 会議内容

- 事務局から、指定管理者候補の選定基準や適否選択の注意事項等について説明
- 申請団体から提出された提案書に関するヒアリング

（構成員） 新・総合療育センターが11月に開所するが、これまで以上に診療内容の充実をお願いしたい。どういう方向性で進めていくのか。  
また、新たなスタートに際して、財政面や人的側面において課題もあると思うが、どのように対処していくのか。

（申請団体） 診療の充実の一つとして、新たに婦人科を設置する。非常勤の医師ではあるが、確保に努めているところである。  
また、増加傾向にある発達障害に係る医師の確保にも努めている。常勤の医師が望ましいが、確保が難しい。そのため、各所に依頼して、非常勤ではあるが発達障害に造詣の深い小児科の医師の派遣を依頼する、あるいは業務委託することを検討している。

財政面では、確かにこれまでよりも規模が大きくなり、病室も利用者のプライバシーを重視した造りになることから、これまでよりも多い人員が必要と考えている。

ただ、すぐに確保することが難しい部分もあるので、現センターと同程度の人員体制で回すことも想定して方策を検討する、あるいは可能な限り早く病棟の稼働率を上げて収入を増やす努力をしていく必要がある。

（申請団体） 看護学校に直接出向くなど、人員の確保に向けて更なる努力をしていきたい。

（構成員） 総合療育センターは、基本的には18歳未満の学齢期の子どもを対象としているが、18歳以上で希望する方のスムーズな診療をお願いできないか。  
障害者に対する歯科治療やレントゲン撮影は難しい。また、障害者が健康診断を受ける場合、（対応が難しいことから）障害者の採血ができない医師等がいると聞いたことがあるし、自分も経験している。

そのため、障害者に対する対応の仕方などについて、総合療育センター側から各病院等に対して研修を実施できないか。あるいは、総合療育センターで大人の障害者を受け入れることができないか。

（申請団体） 18歳以上については、歯科については受け入れているが、大人を専門とする医師がいない診療科もあるので、大人の新患の受け入れは難しい状況である。

- (構成員) 総合療育センターは、障害者のよりどころの病院でもあるので、対応できるところは対応いただきたい。
- (構成員) 看護職員について気になるのは、全て 30 代以上、もしくは 40 代で、20 代の看護師がほとんどいないということ。  
看護学校等を回って募集をかけているとのことだが、そういう環境下で新人を受け入れるに当たり、看護師の人材育成に向けた研修体制のビジョンを教えてほしい。
- (申請団体) 病床を増やすに当たっては、新人看護師の採用が必要であると考えており、少なくとも半年程度の研修期間を設けて育成していきたい。それに当たっては、指導担当の看護師を配置し、指導させるようにしている。
- (構成員) 他病院では、看護職員のキャリア形成に向けた様々な研修がかなり系統的に組まれている。しかしながら、貴団体の提案書に掲載された学会発表や研修会の内容を拝見すると、看護師以外の職種に関するものは多いが、看護師関係のものは出てこない。  
新人看護師が病院選びをするときに、この病院で自分がどう育ててもらえるのか、あるいは研修の体制などが明確かどうかは重要な要素になると思う。  
そのため、看護職員の確保と看護職員の育成に向けた研修体制の充実に当たっては、OJT (On The Job Training: 職場内研修) だけではなく、それ以外の方策についても具体的に練るべきだと思う。
- (構成員) 昨今、様々な災害が発生しているので、防災対策についてお尋ねする。新施設における防災体制等については十分考えられていると思う。提案書の中で、在宅療養児に対する支援も大きく掲げられているが、在宅療養の方々の支援につなげるための取組はどうなっているか。
- (申請団体) 在宅の方の防災という点については、まだ十分に組み合わせていない。
- (構成員) 医療的な支援が必要なケースや避難所等で環境不適應を起こすケースも考えられる。総合療育センターは専門的機関であり、中心的な役割も果たしておられるので、行政等にも積極的に提案し、ご指導いただくことを期待したい。
- (構成員) スタッフについて、若い看護師がいないことと、他の職種の方についても全体的に年齢が高い印象である。若い世代を採用して、人材の育成に努めることが大切だと思う。  
通園についてお尋ねする。引野ひまわり学園などの実績では、定員とほぼ同様の人数を受け入れているが、西部分所のきらきら園などでは、定員よりも実績が少ない。それはなぜか。
- (申請団体) 親子通園を展開しているが、保護者の共働きなど、家庭の事情によっては親子通園が難しいケースがある。また、子どもだけをみてる事業所も増えていることから、そちらに行かれる方が増えている印象である。
- (構成員) 親子通園でなければダメなのか。
- (申請団体) 障害のある子どもの子育てに対して、保護者の心の準備を支援し、関わ

り方を一緒に考えていくことができるように、親子通園を展開している。

(構成員) 親子通園だと、保護者にとって負担になるケースもあると思う。子どもだけの受入れに対するニーズもあるのではないかな。

(申請団体) 課題やニーズを踏まえた上で、定員を満たすにはどうすればいいかについては職員間でも話し合いながら、改善できる部分については市にも提案していきたい。

(申請団体) 現在、利用しておられる方の個別の支援を、より積極的に深めたいとは考えている。

(構成員) 昨年度は、利用者の満足度が 90%以上であったとのことだが、両施設とも、年間通して苦情はどの程度寄せられるものなのか。

(申請団体) 苦情というか、意図の行き違いのようなものが結構ある。よく話し合えば解決できるものも少なくない。

(構成員) 苦情が寄せられたとしても、適切に対応していただけるということか。

(申請団体) 第三者委員会を年 2 回開いているが、苦情として受けたものを持ち寄って話し合い、弁護士や大学教授などの専門委員から助言いただくようなシステムも構築している。

(構成員) 両施設において、利用者の満足度を上げるために心がけていることはあるか。

(申請団体) できる限り利用者の声を聴けるように、「ご意見箱」を設けるなどしている。直接会って話すことで解決につながる場合もある。専門職の職員の苦情対応事案には、事務側から声かけして、積極的に介入して対応することもある。

(構成員) 職員の研修においては、新人のみならず、ベテラン職員に対する研修も非常に大切であると考えている。先輩の振りを見て学ぶことも少なくないと思う。

(申請団体) 法人として、年次に応じた研修、職に応じた研修、現場での OJT、人権研修なども実施している。人と接する職であるので、新人に限らず、全ての職員がコンプライアンスなどへの意識を持つように努めている。

**○ 申請団体からのヒアリングと質疑応答を踏まえて、各自で項目ごとの適否を記入。  
その後、構成員同士で意見交換。**

(構成員) 総合療育センターについて、基本的にはよく頑張っているが、今後ベッド数が増えていく中で、看護職員の構成については少し心配に感じた。申請団体からは、「求人に当たって看護学校を回っている」などの発言があったが、それだけでは集まらないだろうし、非現実的な印象を受けた。

学生たちは、子ども関係の施設に関心がないわけではない。こども病院や成育センターに就職する学生もいる。看護職員が何を欲しているのかを知った上で、看護師としてどう育っていくことができるのかを具体的に提

案するほうが、学生にとってはイメージしやすいと思う。

「先輩職員の背中を見て学びなさい」的なアプローチは、いかがなものだろうか。

専門職としての研修内容についても、検討が必要なのではないか。今は、障害のある子どもたちの増加に伴い、学会や専門誌、研修会などの種類も増えてきている。人材育成体制の充実といった部分をもっと全面的に出てくると、学生たちも魅力を感じるのではないか。

(構成員) 両施設ともに、避難所などでの障害児者への効果的な対応方法についてのノウハウはたくさん持っているはず。これだけ災害の多い状況であるので、内部にだけノウハウをとどめておくのではなく、また「何かあったらサポートしますよ」といったスタンスではなく、是非とも積極的に発信していただきたい。訪問看護ステーションや介護施設などに対しても、積極的な情報提供をお願いしたい。

これからの状況に合う形で、事業を進めていただきたい。

(構成員) 障害のある方々への支援を一層充実させていくためには、研修が何よりも大事だと思うので、是非とも研修体制を充実させていただきたい。

子どもの障害受容ができない保護者への支援もとても大切なので、知見を深めていただきたい。

(構成員) 新施設での運営になるので、今の時点で収支の見通しを立てるのが難しいのはよく理解できる。ただ、この収支差で運営できるよう努めると言っても、人件費などはもう少しかかるのではないかと思う。期待はしたいが、収支の見込みの部分がやや気になる。

(構成員) 建物もせっかく新しくなるので、研修体制の充実など、若い人が働きたいと思うような、魅力を増すための努力をしていただきたい。

○ 付帯意見は特になく、検討会は終了した。

北九州市立総合療育センター  
指定管理者

提 案 書

団体名：社会福祉法人北九州市福祉事業団





1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

1 事業団の基本理念・経営方針・行動規範

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ります。

**北九州市福祉事業団の基本理念**

北九州市福祉事業団は  
人と知識と技術を結集して  
一人ひとりの幸せを大切に  
社会づくりに貢献します。

**スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～**

**北九州市福祉事業団の経営方針**

**【サービスの視点】**

1. ご利用の皆様の視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

**【人材の視点】**

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

**【財務の視点】**

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

**北九州市福祉事業団の行動規範**

北九州市福祉事業団は  
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。

私たちは、この行動規範を共有し  
職業人としての自覚と責任を持ち  
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

## 2 施設の基本方針

- 本センターは、昭和 40 年、北九州市最初の肢体不自由児施設として開設され、昭和 53 年、医療・福祉・教育を統合した全国初の先進的な障害児療育システムを持つ「北九州市立総合療育センター」として整備されました。
- 日本における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設となり、現在においてもワンストップで障害児のニーズに対応できる拠点施設として大きな成果をあげてきました。
- 近年、「発達障害」のある子どもや濃厚な医療ケアを必要とする重複した重い障害のある子どもが増加しています。
- また、利用者の高齢化や養育環境の変化、医学・療育の進歩による障害の多様化等により、障害児（者）やその家族の医療・福祉に対するニーズが変化しています。
- 本センターは、開設後 40 年以上が経過し、施設の老朽化や狭小化等が進み、利用者ニーズの多様化・拡大化、また、それに伴う利用者の増加等に十分に対応することが困難となったため、平成 30 年 11 月の開設に向けて建て替えが進行中です。
- 建て替え後、北九州市が策定した「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」に示された以下の基本方針に基づき、本センターの運営を行います。

### ① 障害児（者）に係る医療とリハビリテーションの提供

障害児（者）の療育の中核施設として、障害特性と発達状況に応じて、高度で専門的な医療及びリハビリテーションを行います。

また、増加する発達障害児については、診療体制の充実を図ります。

### ② 医療的ケアの下での障害福祉サービスの提供

個々の障害児（者）の状況に応じ、医療的ケアの下での通所サービス、人前サービスを提供します。

### ③ 地域医療機関とのネットワーク構築による在宅障害児（者）の支援

市内のどこでも必要な医療が受けられるよう、地域の医療機関とのネットワークを構築することにより、在宅の障害児（者）の生活を支援します。

### ④ 教育機関や福祉・相談機関等との連携による効果的なサービスの提供

特別支援教育相談センターや発達障害者支援センターをはじめ、市内の教育機関や相談機関等との連携を図ることにより、障害児（者）の総合的な相談支援体制を強化します。

## 1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

## ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財産基盤について

## 1 事業団の沿革

- 本事業団は、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。
- 昭和40年11月、事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来53年にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では10種類75施設の運営を行っています。
- そのほか、以下の事業なども北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かし、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいづくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

## 2 人的基盤

- 本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。
- 平成30年7月1日現在の常勤職員数は1,151人（正規427人／嘱託724人）であり、全国的にも専門職を多数有する社会福祉法人の一つです。

## 〈職種〉

|                |      |         |      |               |        |
|----------------|------|---------|------|---------------|--------|
| 医師             | 13人  | 歯科医師    | 2人   | 薬剤師           | 2人     |
| 理学療法士          | 15人  | 作業療法士   | 18人  | 言語聴覚士         | 11人    |
| 看護師            | 81人  | 准看護師    | 9人   | 歯科衛生士         | 4人     |
| リハビリ工学技士       | 1人   | 臨床検査技師  | 6人   | 診療放射線技師       | 2人     |
| 視能訓練士          | 3人   | 栄養士     | 8人   | 保育士           | 396人   |
| メディカルソーシャルワーカー | 4人   | 心理士     | 15人  | 視覚障害者生活訓練等指導者 | 1人     |
| 視覚障害者生活訓練士     | 1人   | 指導員     | 120人 | 指導補助員         | 2人     |
| 看護補助員          | 3人   | 家庭訪問指導員 | 1人   | 介護士           | 18人    |
| 介助員            | 5人   | 調理員     | 26人  | 訪問調査員         | 56人    |
| 包括支援員          | 88人  | 介護予防訪問員 | 10人  | 介護報酬請求員       | 10人    |
| 児童厚生員          | 91人  | 相談員     | 8人   | スポーツ指導員       | 4人     |
| 事務員            | 106人 | 業務員     | 1人   | 川務員           | 3人     |
| 自動車運転手         | 4人   |         |      | 合計            | 1,151人 |

## 3 財政基盤

当法人全体の平成29年度決算からみると、短期安定性の指標の流動比率は276%、長期安定性の指標である純資産比率は84%、固定長期適合率は82%、さらに外部からの借入金はなく、財政基盤の安定性は十分確保されています。

## 平成29年度決算

|        |      |        |
|--------|------|--------|
| ● 資産合計 | 104億 | 3623万円 |
| ● 負債合計 | 16億  | 1797万円 |
| ● 純資産  | 88億  | 1826万円 |

## 1-(3) 実績や経験など

## ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 30 年現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センターなど全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

## 1 保育所

- 昭和 41 年から 49 年間にわたり保育所運営を行っています。
- 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- 平成 29 年度の利用延べ数は 21,187 人（入所率 95.4%）です。

## 2 障害施設

## □ 総合療育センター

- 昭和 40 年、肢体不自由児施設「足立学園」として開設されました。
- 現在は「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- 平成 29 年度の外来診療部門の受診延べ数は 43,859 人です。
- 平成 29 年度の日平均利用は以下のとおりです。
  - にこにこ通園（児童発達支援センター） [定 50] 36.1 人
  - 足立園（医療型障害児入所施設／療養介護） [定 80] 74.1 人
  - 外来（小児科・内科・整形外科・リハビリテーション科・眼科・歯科・小児歯科  
矯正歯科・精神科・児童精神科・耳鼻咽喉科・泌尿器科） 179.8 人

## □ 総合療育センター西部分所

- 市内西部地域における通所・外来の利便性を向上させるため、平成 28 年 4 月に開所されました。
- 平成 29 年度の日平均利用は以下のとおりです。
  - きらきら通園（児童発達支援センター） [定 40] 27.0 人
  - 外来（小児科・内科・整形外科・リハビリテーション科・歯科・矯正歯科）  
64.9 人

## □ 小池学園

- 小池学園は、昭和 46 年に開設されました。
- 平成 29 年度の日平均利用は以下のとおりです。
  - 小池学園 [定 60] 37.5 人

## □ ひよりの丘

- ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部が移転し、平成 23 年に開設されました。
- 平成 29 年度の日平均利用は以下のとおりです。
  - ひよりの丘 [定 50] 46.4 人

□ ひまわり学園（児童発達支援センター）

- 引野ひまわり学園は昭和 45 年、若松ひまわり学園は昭和 51 年、到津ひまわり学園は昭和 54 年に開設されました。
- 平成 29 年度の日平均利用は、以下のとおりです。
  - 引野ひまわり学園 [定 50]      50.1 人
  - 若松ひまわり学園 [定 30]      31.2 人
  - 到津ひまわり学園 [定 50]      53.0 人

3 児童館

- 昭和 41 年から 52 年間にわたり、運営を行っています。
- 現在の運営館数は 42 館です。
- 平成 29 年度の年間利用は 63 万人です。

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

① 国家資格を要する職種及び配置数は以下のとおりです。

根拠規定

|         |          |                                 |
|---------|----------|---------------------------------|
| 医師      | 13 人     | 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）           |
| 歯科医師    | 2 人      | 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）         |
| 薬剤師     | 2 人      | 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）          |
| 診療放射線技師 | 2 人      | 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）      |
| 臨床検査技師  | 6 人      | 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）  |
| 看護師     | 65 人     | 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）    |
| 准看護師    | 5 人      | 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）    |
| 歯科衛生士   | 5 人      | 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）        |
| 理学療法士   | 10 人     | 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号） |
| 作業療法士   | 9 人      | 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号） |
| 言語聴覚士   | 8 人      | 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）         |
| 視能訓練士   | 3 人      | 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）         |
| 栄養士     | 2 人      | 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）          |
| 保育士     | 35 人     | 児童福祉法第 18 条の 4                  |
| 調理師     | 7 人      | 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）          |
| 社会福祉士   | 19 人     | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）  |
| 介護福祉士   | 11 人     | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）  |
| 公認心理師   | 13 人(予定) | 公認心理師法（平成 29 年法律第 68 号）         |

※ 公認心理師法（平成 29 年法律第 68 号）の施行により平成 30 年 9 月 9 日に試験実施予定。

② 各種学会の発表・講演会・誌上研究の発表を行った専門職の人数は以下のとおりです。

※H29 実績

|                | 学会発表 | 講演会 | 誌上研究発表 |
|----------------|------|-----|--------|
| 医師             | 12   | 9   | 2      |
| 理学療法士          | 3    | 2   |        |
| 作業療法士          |      | 14  | 1      |
| 言語聴覚士          |      |     |        |
| メディカルソーシャルワーカー |      | 14  | 2      |
| 看護師            | 1    |     |        |
| 保育士            | 1    |     |        |
| 計              | 17   | 39  | 5      |



## ○学会発表

| 標 題                                                          | 発 表 者 | 学 会 名                       | 場 所  |
|--------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------|------|
| 脳性麻痺GMFCS Ⅲの痙直型両麻痺における 杖歩行児と歩行器歩行児の粗大運動能力の比較                 | 東周平   | 第52回日本理学療法学会                | 千葉市  |
| 重度脳性麻痺児に対する股関節脱臼・亜脱臼予防手術の長期成績 ～自然経過との比較～                     | 畑野崇   | 第56回日本小児股関節研究会              | 大阪市  |
| 脳性麻痺の内反尖足に対する整形外科的選択的痙性コントロール手術の短期成績                         | 鳥越清之  | 第42回日本リハビリテーション医学会九州地方会学術集会 | 北九州市 |
| 先天性多発性関節拘縮症患者の成人期における生活や就労に影響した因子の検討                         | 河村好香  | 第42回日本リハビリテーション医学会九州地方会学術集会 | 北九州市 |
| 足首アシスト装置が歩行に及ぼす影響について                                        | 節原康大  | 第62回全国肢体不自由児療育研究大会          | 佐賀市  |
| 「外出困難在宅児保育外来」の試み                                             | 右田美喜  | 第62回全国肢体不自由児療育研究大会          | 佐賀市  |
| 入所者の口腔ケアに対する職員間の情報伝達                                         | 森山 茉美 | 第28回重症心身障害療育学術集会            | 横浜市  |
| 発達障害を伴う脳性麻痺の周術期管理                                            | 河村好香  | 第34回日本脳性麻痺の外科研究会            | 佐賀市  |
| 重度脳性麻痺児のMigrationPercentage値33%未満を対象とした脱臼予防軟部手術の長期治療成績       | 畑野崇   | 第34回日本脳性麻痺の外科研究会            | 佐賀市  |
| 北九州市における口唇口蓋裂支援について～北九州市立総合療育センター歯科の役割を中心に～                  | 山本 晋也 | 第6回多職種連携研究会                 | 那覇市  |
| 北九州ロービジョンケアネットをはじめて                                          | 高橋 広  | 第38回産業医科大学眼科研究会             | 北九州市 |
| 二分脊椎児・者における歩行能力後退例とその要因についての一考察                              | 遊佐萌   | 九州理学療法士・作業療法士合同学会2017 in 宮崎 | 宮崎市  |
| 視覚障害者の就労実態 その1.福岡県の眼科医療機関におけるロービジョンケアの実態調査                   | 高橋 広  | 第59回日本産業・労働・交通眼科学会          | 東京都  |
| 視覚障害者の就労実態 その2.九州地区のリハビリテーション病院における視覚リハビリテーション・ロービジョンケアの実態調査 | 高橋 広  | 第59回日本産業・労働・交通眼科学会          | 東京都  |
| 小児膝蓋骨脱臼診断のための超音波検査                                           | 河村好香  | 第28回小児整形外科学会                | 東京都  |
| 二分脊椎における膝関節屈曲拘縮に対しエイトプレートを用いた前方骨端線発育抑制術を行った3例の検討             | 畑野美穂子 | 第28回小児整形外科学会                | 東京都  |
| 小児における歩行器歩行の選定～失調型脳性麻痺児で実用的移動機能を獲得した1例～                      | 河村好香  | 第34回九州小児整形外科集談会             | 福岡市  |

## ○講演会

| 演題名                          |     | 発表者  | 主催者                  |
|------------------------------|-----|------|----------------------|
| 総合的な学習の時間 理学療法士ってどんなことをする仕事? | PT  | 近藤直樹 | 直方市立感田小学校            |
| 小児理学療法の現在(いま)                | PT  | 近藤直樹 | 社団法人福岡県理学療法士会        |
| 視覚障害児者の支援                    | 医師  | 高橋 広 | 九州ロービジョンフォーラム        |
| 北九州ロービジョンケアネット               | 医師  | 高橋 広 | 北九州視覚聴覚者(児)支援連絡会     |
| 小児のロービジョンケア                  | 医師  | 高橋 広 | 日本ロービジョン学会           |
| 子どもたちに必要なロービジョンケア            | 医師  | 高橋 広 | 熊本県立盲学校              |
| レーベル病のロービジョンケア               | 医師  | 高橋 広 | レーベル病患者の会            |
| 視覚障害者の就労支援へのアプローチ            | 医師  | 高橋 広 | 国立障害者リハビリテーションセンター   |
| 視覚障害者の就労実態を反映した支援マニュアルの開発    | 医師  | 高橋 広 | AMED                 |
| ロービジョンケアとロービジョンリハビリテーション     | 医師  | 高橋 広 | JRPS福岡               |
| ロービジョンケア、そしてロービジョンリハ         | 医師  | 高橋 広 | 熊本県ロービジョンケアを考える会     |
| 「笑顔生まれる感覚統合」                 | OT  | 古野優子 | 古賀市子育て支援課            |
| 幼児期・学童期の不器用の見方について           | OT  | 古野優子 | にじいろくらぶ              |
| 感覚統合について                     | OT  | 古野優子 | 北九州市社会福祉研修所          |
| 手の発達と遊び                      | OT  | 古野優子 | 若園自主勉強会              |
| 「笑顔生まれる感覚統合」                 | OT  | 古野優子 | 一般社団法人北九州私立幼稚園連盟     |
| 「生活の中の感覚統合」                  | OT  | 古野優子 | 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」 |
| 感覚統合について                     | OT  | 古野優子 | 社会福祉法人 あづみの森         |
| 「配慮が必要な子どもたち(発達障がい等)への支援」    | OT  | 古野優子 | 直方市学童保育支援センター        |
| 「子どもの心に響くアプローチ」              | OT  | 古野優子 | どろんこクラブ              |
| あそびのレシピ                      | OT  | 古野優子 | 第35回日本感覚統合学会研究大会     |
| やる気のスイッチ-子供たちの主体性がめばえる関わり-   | OT  | 古野優子 | 守恒小学校                |
| 感覚統合について[講義とワークショップ]         | OT  | 古野優子 | 医療法人明昌会 福田病院         |
| 感覚統合について                     | OT  | 古野優子 | 福岡県学童保育連絡協議会         |
| 困っている子どもたちを理解する-作業療法士の視点-    | OT  | 古野優子 | 子どもの放課後を考える会         |
| 市立総合療育センターの機能と役割             | MSW | 牧 哲也 | 宗像市自立支援協議会           |
| ライフステージと福祉サービス               | MSW | 横田信也 | 北方ひまわり学園             |
| ライフステージと福祉サービス               | MSW | 横田信也 | 引野ひまわり学園             |
| 当センターにおける「小児等在宅医療」の取り組み      | MSW | 横田信也 | 島根県看護協会              |
| 在宅支援と家族支援                    | MSW | 横田信也 | 九州地区日本重症心身障害福祉協会     |
| 医療的ケア児の地域生活への退院支援            | MSW | 横田信也 | 日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会  |
| 演習「家庭基盤が脆弱で世帯全体に支援が必要な事例」    | MSW | 横田信也 | 北九州市自立支援協議会          |
| 障害者関連法の変遷と福祉サービス             | MSW | 横田信也 | 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」 |
| ライフステージと福祉サービス               | MSW | 横田信也 | 若松ひまわり学園             |
| 意思決定支援                       | MSW | 横田信也 | 福岡県                  |
| 医療的ケア児等の支援事例の展開方法            | MSW | 横田信也 | 大分県障害者相談支援事業推進協議会    |
| 病気や障がいを持つ子どものためのコーディネートを考える  | MSW | 横田信也 | 福岡県                  |
| 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について      | MSW | 横田信也 | ネットワークぶらす北九州         |
| 北九州地域の医療的ケア児への取り組み           | MSW | 横田信也 | 京築地域在宅医療推進協議会        |

## ○誌上発表

| 標 題                                  | 著 者                          | 掲 載 誌                     | 卷  | 号   | 頁             | 年 月        |
|--------------------------------------|------------------------------|---------------------------|----|-----|---------------|------------|
| 交通眼科に関する諸問題                          | 高橋 広<br>落合信寿                 | Monthly Book<br>OCULISTTA |    | 49  | P1～P7         | 2017.4.15  |
| 対象となりやすい小児疾患<br>発達障害                 | 古野優子                         | 別冊「小児リハビリテー<br>ション」       |    | 1   | P69～P77       | 2017.7.31  |
| 視覚障害者における交通事故<br>の特徴分析               | 高橋 広<br>落合信寿<br>村上美紀<br>近藤寛之 | 眼科臨床紀要                    | 10 | 9   | P715～P<br>720 | 2017.9     |
| 座談会<br>相談支援の現場では…いま<br>～地域生活を支えるために～ | 横田信也                         | 両親の集い                     |    | 716 | P2～P23        | 2017.11.25 |
| 相談支援事業の現場では…                         | 横田信也                         | 会報「あゆみ」                   |    | 3月  | P4～P5         | 2018.3.20  |

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

- 本センターは、児童福祉法に基づく「医療型障害児入所施設」「児童発達支援センター」及び在宅障害児（者）への「地域支援」の機能を有するとともに、「障害児医療」「小児リハビリテーション」の病院機能を併せ持ち、ワンストップで障害児のニーズに対応する北九州市における中核施設です。
- 本センターの機能や専門性を最大限に活用し、外来・入所（入院・短期入所を含む）・通園など障害児（者）及びその家族のニーズに応じた障害福祉サービスを提供し、地域への社会貢献に取り組みます。
- 「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」における基本方針に基づき、各障害福祉サービスの個別運営方針を次のとおり定めます。

〈別紙1 総合療育センターの使命〉

〈別紙2 総合療育センターの基本方針・行動規範〉

〈別紙3 H30 事業計画〉

〔外来と各障害福祉サービスの個別運営方針〕

1. 外 来

- ① 医師をはじめとする医療スタッフの確保に努めます。スタッフを育成し、以下のとおり初診・再診に対応します。

【目 標（数値目標）】※平成 29 年度の実績 1 日平均外来患者数 179.8 人

| 項 目        | 31 年度      | 32 年度      | 33 年度      |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 日平均外来患者数 | 170 人以上    | 170 人以上    | 170 人以上    |
| 1 年平均外来患者数 | 42,000 人以上 | 42,000 人以上 | 42,000 人以上 |

診療科目

小児科／整形外科／リハビリテーション科  
 内科／眼科／精神科／児童精神科／泌尿器科  
 耳鼻咽喉科／婦人科／歯科／小児歯科／矯正歯科

2. 入所（入院・短期入所を含む）

- ① 平成 31 年度に 3 病棟での運営体制を確立し、満床となるよう、入所を推進していきます。また、平成 33 年度から 4 病棟での運営体制を確立できるよう努力します。
- ② 入所（入院）は 135 床（4 病棟体制）のうち、超重症児・準超重症児に 35 床、それ以外の医療型障害児入所（重症心身障害児）・療養介護入所に 72 床に充てます。残りの 28 床は、在宅児・者の治療等を目的とした「有期限・有目的入所」に充てます。
- ③ 病床稼働率 95%以上を維持します。
- ④ 短期入所 30 床（4 病棟体制）は、利用希望の多い土日・祝日も利用しやすい体制を整えます。

## 【目 標（数値目標）】

| 項 目            | 31 年度<br>3 病棟<br>100→125 床 | 32 年度<br>3 病棟<br>125 床 | 33 年度<br>4 病棟<br>165 床 |
|----------------|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 日平均入院患者数     | 90 人以上                     | 94 人以上                 | 130 人以上                |
| 年間延べ入院患者数      | 32,940 人以上                 | 34,310 人以上             | 47,450 人以上             |
| 短期入所 1 日平均利用者数 | 13 人以上                     | 26 人以上                 | 26 人以上                 |
| 短期入所年間延べ利用者数   | 4,758 人以上                  | 9,490 人以上              | 9,490 人以上              |

## 3. 通園／通所

- ① 「にこにこ通園」は、親子通園で定員は 50 人です。知的障害や発達障害をはじめ聴覚・言語障害など発達・育児上の課題のある児のクラスは、1 歳～3 歳を対象とします。また、肢体不自由・重症心身障害のある児のクラスは、1 歳～就学前を対象とします。一日の最大利用 50 人、週 2 日利用の場合の最大登録児 200 人までの受け入れ体制を維持します。

にこにこ通園の 1～3 歳児を対象としたクラスは、毎日親子で登園することはご家族の負担が大きいため、週 2 回の登園を基本としています。3 歳を超えると、市内の各ひまわり学園や保育所、幼稚園へ移行します。3 月に 3 歳児が卒園するため、4 月当初は利用人数が減りますが、総合外来（初診）で通園が適当と判断された方が徐々に入園し、秋に定員に達します。

一年を平均すると低い利用率となりますが、療育が必要と判断された方が、すぐに通園を開始できる体制を維持していくことは重要です。週 2 回を基本としています。幼稚園や保育園と併用して週 1 回利用する方も増え、50 人定員でも年間最大 180 人までの受入れを行っています。

## 【目 標（数値目標）】※にこにこ通園：児童発達支援センター

| 項 目       | 31 年度   | 32 年度   | 33 年度   |
|-----------|---------|---------|---------|
| 1 日最大利用児数 | 50 人まで  | 50 人まで  | 50 人まで  |
| 最大登録利用児数  | 200 人まで | 200 人まで | 200 人まで |

- ② 「ナイスデイ」は、一日の最大利用 15 人までの受け入れ体制を維持します。  
 ※ナイスデイ：重症心身障害者対象の生活介護事業  
 ：重症心身障害を持つ 15～18 歳対象の児童発達支援事業

## 4. 地域支援

- ① 地域支援事業は、「地域支援室」が運営管理を行います。
- ② 地域支援室は、H8 年から相談・支援班を編成し、H15 年から組織の一部署として機能しています。
- ③ 所属する専任職員は次のとおりです。
- ・ コーディネーター（社会福祉士） 3 人
  - ・ 看護師 1 人
  - ・ 理学療法士 1 人
  - ・ 作業療法士 1 人
  - ・ リハビリテーション工学技士 1 人
  - ・ 保育士 3 人

- ④ 必要に応じて、医師、歯科医師、視能訓練士、歯科衛生士、栄養士など総合療育センターの医療スタッフ等が連携します。
- ⑤ 地域支援室が実施している事業は次のとおりです。
- ・北九州市障害児等療育支援事業
    - 療育支援施設事業→ 訪問療育指導事業（在宅障害児者の家庭等の訪問相談）
    - 外来療育指導事業（在宅障害児者及び家族の外来相談）
    - 施設一般指導事業（障害児保育を行う保育所等への技術指導）
    - 療育拠点施設事業→ 施設専門指導事業（支援施設への技術指導等）
    - 専門療育指導事業（保育所等への困難事例に対する相談・支援）
  - ・北九州市障害者相談支援事業
- ⑥ 計画相談事業所「あだち」は、療養介護事業、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所等の利用者の計画相談を作成し、モニタリングを実施します。
- 相談支援専門員 3 人（社会福祉士、保育士）を配置して対応します。
- ・計画相談支援
  - ・障害児相談支援
- ⑦ その他の在宅支援として、当センターでは、短期入所に加え日帰りのショートステイ事業も行っています。
- ・日中一時支援事業（日帰りショート） 〈別紙 4 地域支援室関連データ〉

## イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組について

### 1 基本的な考え方

再整備により拡充された機能を最大限に活用して、利用者の獲得に取り組みます。

- ① 入院定数 165 床（H31～H32 3 病棟体制 100 床→125 床  
H33～ 4 病棟体制 125 床→165 床）
- ・看護師及び介護職員の採用を行い、必要数の確保に努めます。
  - ・待機リストに沿って入所のご案内を、公平で公正に行います。
- ② 最新の医療機器（CT 装置／透視撮影装置／フラットパネル等）
- ・高速 CT 装置の導入により、頭部 16cm を 0.35 秒で撮影できるため、小児を始め不随意運動のある利用者にとっても CT 撮影の負担が軽減され、積極的に活用できるようになります。
  - ・透視撮影装置は X 線を使用して体内を透視し、リアルタイムで体内の画像を動画として観察できます。当センターでは、誤嚥を疑う患者も多く、VF（嚥下造影検査）を行う際、透視台で検査が行え、時間も短縮できるため、検査件数のアップにつながります。
- また、直線多重断層撮影により 1 回の撮影データで再構成できるため、微細な骨折線等も明瞭に観察できます。更に微量の X 線で、骨のミネラル類の量を測定する骨塩定量検査により、骨密度を数値化し、骨折しやすい患者へ適切な予防や治療ができます。
- ・フラットパネルは、身体を通過した X 線をデジタル信号化するため、従来の装置（CR）に比べ、被曝の低減化、撮影時間の短縮化、更に高精細な画像のため、より正確な診断が可能です。また、3 秒で画像表示ができるので、連続撮影も可能となり、肢体不自由児（者）の体位変換等の負担の軽減につながるため、最大限に活用していきます。

## 2 具体的な取組

### ① 最新医療機器の活用

・高速 CT を活用し、今まで撮影できなかった動きのある小児も撮影が可能になり、迅速で精度の高い診断が可能です。

### ② 入院稼働率のアップ

・個室の配置が多いため、性別や年齢による制限が緩和され、入所（入院）利用者の稼働率のアップにつながります。

・在宅児（者）の治療やリハビリテーション等を目的とした「有期限・有目的入所」を効率よく運営し、入院稼働率のアップを図ります。

### ③ 外来待機期間の短縮

#### ・診察前相談事業（さくらんぼルーム）の実施

初診までの待機期間中に、市内在住の就学前の幼児を対象として、診察前相談事業（さくらんぼルーム）を実施しています。保育士がお子様と関わっている間、心理士が保護者からお子様の日常の様子を聞き取りし、相談内容やお子様の課題を整理します。保護者の不安を軽減し、心理上の情報を初診時に活用します。

#### ・予約システムの見直し

初診希望の方は、問診票を郵送してから、3週間後に予約の日時が決まります。当センターでは、問診票を小児科医師・精神科医師・心理士・言語聴覚士がチェックし、初診の受診科を決定します。問診票で更に情報が必要であれば収集します。他機関からの情報と保護者からの聞き取りをし、検査、評価、診断を行います。

事前に情報を収集し、適切な科で受診できるように変更し、現在では約2ヶ月待ちの状態に改善しています。

### ④ 通園利用率のアップ

#### ・保護者講座の実施

通園利用児の保護者を対象に、歯科医師や訓練担当の専門職員が、「保護者講座」の中で、基本的な事項をわかりやすく説明しています。今後も継続していきます。

#### ・職員の専門研修会への参加

通園職員を専門研修会へ参加させ、いろいろな手法を学んで集団活動に取り入れています。集団での活動に楽しく参加することで、保護者同士の連帯感も生まれ、利用児とともに保護者の満足度も高まり、通園利用率のアップに繋がります。

## ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取組

### 1 基本的な考え方

① 本センターが「障害児医療」「障害児療育」の中核的施設であり、多様な福祉サービスを提供する身近な支援施設であることを、障害児（者）及びその家族に認識していただくことが重要です。

② 市内の医療・教育・福祉関係者に向けた広報活動の充実に取り組みます。

### 2 具体的な取組

#### ① ホームページの活用

・当センターの初診の予約方法や外来診療科の紹介、入所施設や通園・通所施設、地域支援事業の紹介等の情報提供を行います。

- ② 各種パンフレット・リーフレットの活用
  - ・ 総合パンフレット（センター・つばさ各 1 種）
  - ・ サービス別案内リーフレット（13 種）
  - ・ その他パンフレット（つばさ等随時案内）

③ 広報誌の発行

- ・ 通園・通所の利用児（者）の家族に向け広報誌を発行
- ・ 入所利用児（者）の家族に向け広報誌を発行
- ・ 在宅の障害者ご本人とご家族、事業所あて広報誌を発行

④ 関係機関及び団体への「年報」送付

〈別紙 5 各種パンフレット・広報誌〉

## エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

### 1 基本的な考え方

「個別支援計画実施マニュアル」に基づき、入所・通園・通所利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成することにより、利用児（者）の障害特性や状態に配慮した福祉サービスを提供するとともに、利用児（者）へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

### 2 具体的な取組

- ① 利用児の発達や障害特性に応じたプログラム（個別支援計画）を作成します。
- ② 個別支援計画の作成にあたっては、保護者やご家族を含めたカンファレンスや関係職員会議を行います。
- ③ 保護者の同意を得て、プログラムを実施します。
- ④ 懇談やモニタリングを通して、現在の取り組みを定期的に確認し、プログラムを適宜修正します。

〈別紙 6 個別支援計画実施マニュアル 病棟・通園〉

## オ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組

### 1 基本的な考え方

意思決定やコミュニケーションの困難な利用児（者）の療育においては、家族支援も含めた一体的な取り組みを行っています。外来・入院診療、通園など日々の医療・療育の中で家族支援も並行して実施します。

また、環境調整、経済面での相談、療育上の不安等の相談などに専門的に応じるため、社会福祉士資格を有する専任のコーディネーター（ソーシャルワーカー）3名を配置しており、今後も継続して家族支援に取り組めます。

### 2 具体的な取組

#### ① 個人懇談の実施

個別支援計画に沿って個人懇談を行います。入所では、カンファレンスに参加していただきます。

#### ② 親子レクリエーションの実施

夏祭りやバスハイク等の親子で参加し、楽しめる行事を行っています。

#### ③ 関係機関との連携

行政機関や関係事業所等と必要に応じて連携し、家族の支援に努めます。



## 2-(2) 利用者の満足向上

## ア 利用者の満足が得られるための取組

## 1 基本的な考え方

- ① 本センターが提供するサービスについて、利用児（者）及びその家族に満足していただけるためには、以下について心がけることが大切であると考えます。
- ・ 施設の利用環境が快適であること
  - ・ 職員の対応が心地よいものであること
  - ・ 提供サービスが利用者のニーズを充たすものであること
  - ・ 利用者の声に耳を傾け、意見・要望を施設運営に反映すること
- ② 利用児（者）及びその家族から「満足」「安心」「信頼」を得るために、サービスの品質向上を日常的に意識し、施設運営の改善に日々取り組みます。

## 2 具体的な取組

- ① 日常よりコミュニケーションをはかる
- ② 個別（カンファレンスを含む）や団体（保護者会等）の面談等の場の設定
- ③ 連絡ノートの活用
- ④ アンケートの実施
- ⑤ 投書箱「声の箱」の設置 → 外来・病棟・通園の5箇所
- ⑥ 苦情受付 → 掲示による周知

## 3 利用者アンケートの満足度（数値設定）

【目標（数値目標）】 ※ 平成29年度の実績 94.3%（市アンケート調査）

| 項 目 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 満足度 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 |

## イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

## 1 基本的な考え方

- 利用児（者）やその家族の意志表明、自己選択を尊重するために、意見・要望を集約する体制を整えます。
- 集約した意見・要望について、職員間で課題共有や改善策の対応検討を行う場を設けます。
- 検討結果を利用児（者）やその家族に速やかに報告するとともに、可能な限り意見・要望を施設運営に反映していけるよう努力します。
- 利用児（者）やその家族の満足度を高めるため、意見集約・検討を円滑に実施することにより、業務改善・新たな事業実施・サービスの向上に取り組みます。

## 2 具体的な取組

ご意見箱だけではなく、利用者から口頭で依頼された内容やご意見を「利用者からの声報告書」に記載し、各科・係で検討しています。当センター全体に関わる内容については、サービス向上委員会で検討し、職員へ周知しています。

- ① 意見把握の方法
  - ・ 意見箱の設置
  - ・ 個人懇談の実施（2-(1)オの再掲）
  - ・ 職員会議等の実施
  - ・ 「利用者からの声報告書」の作成
- ② 意見検討の仕組み
  - ・ 職員会議等での検討
  - ・ 利用者・保護者との意見交換
  - ・ 「利用者からの声」報告書をサービス向上委員会で検討
- ③ 検討結果の回答・周知
  - ・ 個別の回答（利用者特定の場合）
  - ・ 掲示板による回答（利用者匿名の場合）

## ウ 利用者からの苦情に対する対策について

### 1 基本的な考え方

- 利用者が苦情・相談・意見を本センターに申し出る場合、気軽に伝えることができる環境を整えます。
- 苦情に関してはその内容を把握し、改善に向けた検討を速やかに行うよう努めます。
- 苦情の集約・検討・改善を速やかに行い、利用児（者）やその家族の「満足」「安心」「信頼」を獲得するとともに、常にサービスの質の向上及び充実を図ることに取り組みます。

### 2 具体的な取組

本事業団は、福祉サービス向上のため、利用者の苦情・要望に対する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応する体制を整えており、今後もこの体制を継続し、利用者の満足度向上を図ります。

- ① 意見箱の設置
- ② 相談窓口の設置
- ③ 利用者アンケートの実施
- ④ 苦情対応研修の実施
- ⑤ 苦情解決体制及び苦情解決の手順

〈別紙 7 総合療育センター苦情解決の仕組み〉

〈別紙 8 福祉事業団福祉サービス苦情解決実施要綱〉

〈別紙 9 福祉事業団苦情解決実施要綱の事務取扱要領〉

## エ 利用者への情報提供を図るための取組

### 1 基本的な考え方

最新の福祉情報・障害に関する知識等の情報提供を行うことは、障害児（者）やその家族に留まらず、広く市民の障害福祉への関心度や認知度を広めることに繋がると考えます。故に、多様な方法を用いて有用な福祉情報等の広報活動に取り組みます。

## 2 具体的な取組

### ① 利用者情報誌の発行

- 「かわら版」 地域支援室 (年4回)
- 「園だより」 にこにこ通園 (月1回)
- 「フレンド」 病棟 (月1回)
- 「ナイス通」 ナイスデイ (月1回)

- ② 各通園、病棟のホールや廊下に掲示板を設置し、情報を掲示します。  
 ③ 利用者向けの「連絡ノート」を作成します。

## オ 利用者のニーズ等に沿った取組

### 1 基本的な考え方

- ① 「個別支援計画実施マニュアル」に基づき、利用児（者）一人ひとりの個別支援計画を作成します。  
 ② 個別支援計画に基づき、利用児（者）の特性・状態に応じたサービスを提供します。  
 ③ 利用児（者）へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

### 2 具体的な取組

- ① 「個別支援計画」に関して、保護者の意見・要望を取り入れるとともに、保護者へ内容を開示し、説明を行います。  
 ② 行事を実施する際、保護者の意見を聴取し、できる限り反映させます。  
 ③ 入所利用児に関して、おやつや食事に対する意見を聴取し、できる限り反映させます。  
 ④ 通園利用児に関して、通園しやすい曜日の設定などの調整は、保護者の要望を聴取し、できる限り反映させます。

## カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

### 1 新人職員の教育

- ① 事務局主催による基礎研修（年3回／全職種）  
 ② 事務局主催による専門研修（年2回／障害施設の指導員・保育士）  
 「事業団職員の自覚」と「専門職の自覚」を促し、日常業務における意欲向上を図るため、正規・嘱託共に新人職員として知っておくべき知識や専門情報を提供します。

〔第1回目〕（H29実績）

- ◇ 施設見学
- ◇ 事業団概要（しくみ・沿革等）
- ◇ 障害施設におけるリスクマネジメント
- ◇ 施設職員としての基本マナー

〔第2回目〕（H29実績）

- ◇ 療育支援システム
- ◇ 障害特性
- ◇ 行動観察とその対応
- ◇ 職場のコンプライアンス
- ◇ メンタルヘルスの対策（グループ討議）

2 中堅職員の研修

事務局主催による研修（年1回）

3 支援技術の向上

- ① 専門研修への参加
- ② 自己啓発のサポート（自主研修グループ）

4 自主事業の提案

清涼飲料水の自動販売機の設置

- 清涼飲料水の自動販売機を施設内に設置し、利用者の利便性向上を図ります。
- 自動販売機2台は1階エレベーター横に設置します。
- 自動販売機の設置業者選定にあたっては入札を実施します。
- 自動販売機設置による収支見込は収支計画書のとおりです。
- 1台につき1月あたり960円を市に納付します。

## 2-(3) 指定管理料及び収入

## ア 指定管理業務に係る費用について

## 1 委託契約・単価契約・リース契約（本センター実施）

主に以下に掲げる項目について、原則入札もしくは見積競争による委託等契約の実施により、業務の効率化・物品供給の安定化・経費節減に取り組みます。

入札にあたっては、事務局で予定価格を設定し、契約金額の適正化に取り組みます。

- ◇ 診療報酬請求事務・医事窓口業務（委託契約）
- ◇ 付帯設備管理業務（委託業務）
- ◇ 空調設備保守点検（委託業務）
- ◇ 電気工作物保守点検（委託業務）
- ◇ 電話交換設備保守点検（委託業務）
- ◇ 医薬品・診療材料・検査試薬（単価契約）
- ◇ 医用テレメーター・検査装置（リース契約）

## 2 委託業務の一括入札（事務局実施）

主に以下に掲げる事業団の複数施設に関わる業務について、原則、一括による入札もしくは見積競争による委託契約の実施により、事務作業集約による効率化・事業運営の安定化・経費節減に取り組みます。

- ◇ 清掃業務
- ◇ 常駐警備業務
- ◇ 消防設備保守点検業務
- ◇ 自動扉保守点検業務
- ◇ エレベーター保守点検業務

## 3 光熱水費の節減

## ① 特定規模電気事業者（新電力）との契約

基本部分は九州電力と契約し、季節により増加する部分を特定規模電気事業者（新電力）と契約し、節減に努めます。

## ② 節電・節水への取り組み

- ・ 「水道」手洗い場には節水協力の張り紙を掲示し、職員の節水意識を高めます。
- ・ 「電灯」各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めます。
- ・ 「空調」環境省の提唱する空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。

## イ 収入を最大限確保する提案について

## 1 サービス内容の情報提供

- ① ホームページの活用（2-(1)ウ2の再掲）
- ② 相談・問い合わせ時のパンフレット活用（2-(1)ウ2の再掲）

2 利用者の安心を得るための情報開示

- ① 運営規程・利用契約書・重要事項説明書の内容
- ② 利用料金の事例
- ③ 個人情報の取り扱い

3 初診の待機時間短縮

- ① 診察前相談事業（さくらんぼルーム）の実施（2-(1)イ2③の掲掲）
- ② 「問診票」の内容を変更し、初診の受診科を適切に案内することで、待機時間の短縮を図ります。

4 退所（退院）後の待機者の速やかな受け入れ

退所が決定したら、待機者リストから次の入所者へアプローチを行い、速やかに受け入れができるよう努めます。

5 通園児の受け入れ拡大

発達系のクラスは、年度途中で入所した場合、3歳であっても翌年度まで利用できるようにします。通園利用児の発達にあわせて、次のステップを選択できるので、ご家族も余裕を持って決定できます。

**ウ 利用料金の設定について**

- ① 診療（入院・外来）に関わる料金は、国が定める医科及び歯科の診療報酬基準に基づき徴収します。
- ② 障害福祉サービス（法定給付）に関わる料金は、国が定める報酬基準に基づき徴収します。
- ③ 診断書等文書発行手数料に関わる料金は、北九州市条例で定められた料金に基づき徴収します。
- ④ 食事代等実費に関わる料金は、食材調達等費用や類似施設の料金体系等を勘案して適正な単価設定を行い、徴収します。
- ⑤ なお、実費の徴収にあたっては、サービス利用契約の際に重要事項説明書を用いて実費単価を利用者に説明したうえで、同意書に保護者等の署名を受けることとしています。

## 2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

## ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

## 1 指定管理提案額

(単位：千円)

|            | 31年度      | 32年度      | 33年度      | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入(A)      | 1,948,869 | 2,095,785 | 2,471,167 | 6,515,821 |
| 支出(B)      | 2,179,173 | 2,188,870 | 2,506,091 | 6,874,134 |
| 収支差(A)-(B) | ▲ 230,304 | ▲ 93,085  | ▲ 34,924  | ▲ 358,313 |
| 指定管理料      | 230,304   | 93,085    | 34,924    | 358,313   |

なお、新・総合療育センターについては、これまでと異なる環境下での運営で不確定要素もあり、収支の見通しが難しいことから、初年度以降の指定管理料については、収支状況を確認したうえで、毎年協議するものとする。

## ※ 提案金額の経緯

平成31年度からの事業計画書作成に当たって、市作成の再整備計画を「効果的・効率的かつ安全」に履行するために必要な経費について、人員配置の現状や費用の実績に基づいて積算し、収入に関しては病棟増設に伴う医療収入等をこれまでの実績と今後の利用者数の伸び等から積算したところ、下記のとおりとなりました。

(単位：千円)

|            | 31年度      | 32年度      | 33年度      | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入(A)      | 1,945,392 | 2,002,436 | 2,002,436 | 5,950,264 |
| 支出(B)      | 2,178,870 | 2,188,782 | 2,188,782 | 6,556,434 |
| 収支差(A)-(B) | ▲ 233,478 | ▲ 186,346 | ▲ 186,346 | ▲ 606,170 |

しかしながら、新・総合療育センターでの収支見通しは、不確定要素も多くあることから、予測が困難な面もあります。

今回の指定管理者申請要項に提示された指定管理料上限額は、新・総合療育センター4病棟の機能を最大限に発揮し、人員体制も順調に整備された場合に達成可能なものと考えております。

事業団としては、新・総合療育センターが最大限その機能を発揮できるよう、全力を挙げて、経営努力を行ってまいります。32年度以降の指定管理料については、収支状況を確認したうえで、毎年協議をしていただくこととして、今回の収支計画を提案させていただきます。

## イ 指定管理業務の適切な再委託について

## 1 基本的な考え方

- ① 一定の専門性を求められる施設の維持管理等業務について、適正な方法により事業者を選定し、事業運営の安定化・効率化及び経費節減に取り組みます。
- ② 事業者選定の適正な方法として、原則、入札もしくは見積競争を実施します。
- ③ 入札もしくは見積競争の参加事業者は、原則、北九州市の有資格者名簿に掲載された事業者から選定します。
- ④ 本センターのみに関わる再委託は、本センターで契約事務作業を行います。
- ⑤ 本センターを含めた複数施設に関わる再委託は、事務局で契約事務作業を行います。
- ⑥ 入札にあたっては、事務局で予定価格を設定し、契約額の適切化に取り組みます。

2 具体的な再委託業務

[本センターによる契約]

- ◇ 診療報酬請求事務・医事窓口業務
- ◇ 付帯設備管理業務
- ◇ 施設職員の衣類洗濯業務

[事務局による契約]

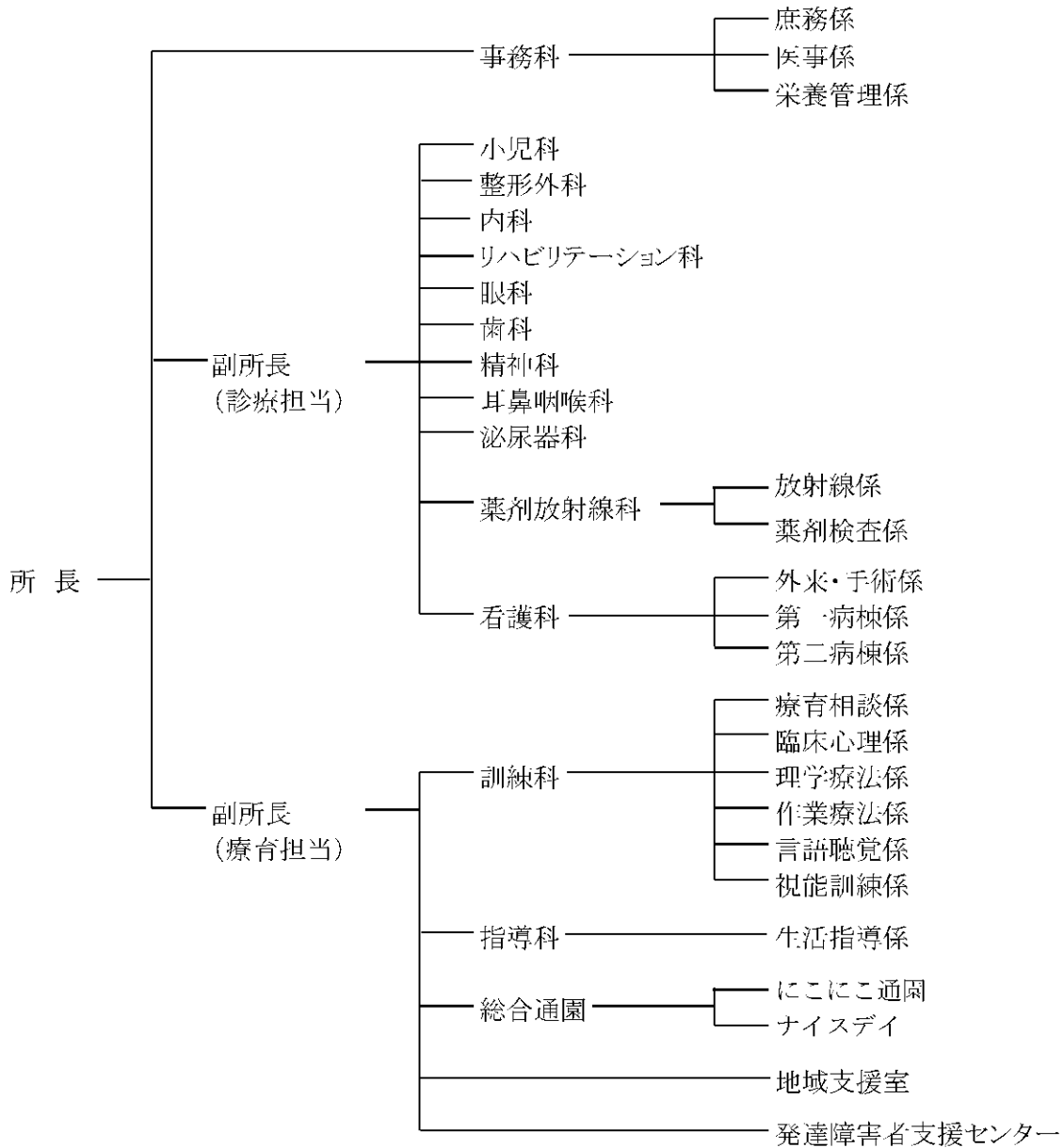
- ◇ 清掃業務
- ◇ 常駐警備業務
- ◇ 消防設備保守点検業務
- ◇ 自動扉保守点検業務
- ◇ エレベーター保守点検業務
- ◇ 設備定期点検業務



2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

1 〈管理体制〉



2 〈各種委員会〉

|               |               |              |            |
|---------------|---------------|--------------|------------|
| サービス向上委員会     | ボランティア委員会     | リスクマネジメント委員会 | 衛生委員会      |
| 医療ガス安全管理専門委員会 | 栄養支援(NST)委員会  | 研修専門委員会      | IT化推進専門委員会 |
| 手術室調整委員会      | 輸血・特生物製品管理委員会 | カルテ・病歴管理委員会  | HP・広報委員会   |
| 院内感染対策委員会     | 褥瘡対策委員会       |              |            |

〈別紙 10 総合療育センター委員会規程〉

## イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

## 1 基本的な考え方

- ① 医療機関として、医療法に定められた配置基準に従い、医師等必要な職種及び人員を配置します。
- ② 児童福祉施設として、障害福祉サービス指定基準に従い、児童指導員等必要な職種及び人員を配置します。
- ③ 本センターを円滑に管理運営するため、事務員等必要な職種及び人員を配置します。

## 2 具体的な配置計画

|               | H31～H32 |     |     | H33 |     |     | (単位：人) |
|---------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|               | 配置数     | 常勤  | 非常勤 | 配置数 | 常勤  | 非常勤 |        |
| 医師 ※1         | 13      | 11  | 2   | 13  | 11  | 2   |        |
| 歯科医師          | 2       | 2   |     | 2   | 2   |     |        |
| 薬剤師           | 2       | 2   |     | 2   | 2   |     |        |
| 診療放射線技師       | 2       | 2   |     | 2   | 2   |     |        |
| 臨床検査技師        | 6       | 6   |     | 6   | 6   |     |        |
| 看護師 ※2        | 96      | 96  |     | 116 | 116 |     |        |
| 歯科衛生士         | 6       | 6   |     | 6   | 6   |     |        |
| 理学療法士         | 10      | 10  |     | 10  | 10  |     |        |
| 作業療法士         | 9       | 9   |     | 9   | 9   |     |        |
| 言語聴覚士         | 8       | 8   |     | 8   | 8   |     |        |
| 視能訓練士         | 3       | 3   |     | 3   | 3   |     |        |
| 視覚障害生活訓練士     | 1       | 1   |     | 1   | 1   |     |        |
| 心理士           | 13      | 13  |     | 13  | 13  |     |        |
| メンタルソーシャルワーカー | 3       | 3   |     | 3   | 3   |     |        |
| 栄養士           | 2       | 2   |     | 2   | 2   |     |        |
| リハビリ工学技士      | 1       | 1   |     | 1   | 1   |     |        |
| 指導員・保育士 ※3    | 50      | 50  |     | 35  | 35  |     |        |
| 事務補助クランク      | 5       | 5   |     | 5   | 5   |     |        |
| 事務員           | 14      | 14  |     | 14  | 14  |     |        |
| 自動車運転手        | 1       | 1   |     | 1   | 1   |     |        |
| 看護補助員         | 5       | 5   |     | 6   | 6   |     |        |
| 調理員           | 7       | 7   |     | 7   | 7   |     |        |
| 介護士           | -       |     |     | 32  | 32  |     |        |
|               | 259     | 257 | 2   | 297 | 295 | 2   |        |

※1 小児(神経)科・内科 5 整形・リハ科 5 眼科 1 (児童)精神科 2

※2 H31～32 外来等 19 病棟 77、H33 外来等 19 病棟 97

※3 にこにこ通園 13 ナイスデイ 8

## ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

国家資格を要する職種・配置数・経験年数

「1-(3)イ施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて」①と同じ

## エ 職員の資質・能力向上を図る取組について

### 1 基本的な考え方

事業団は、自立経営に向けた体制作りの一環として平成 22 年度に「基本理念」「経営方針」「行動規範」を制定しています。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、「基本理念」「経営方針」に基づいた「サービス向上」「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な問題と位置付けています。

そのうえで、事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

また、施設で実施する職場内研修・職場外研修・自主勉強会により、施設の専門性を維持・向上するため、専門職種の人材育成に取り組みます。

### 2 具体的な取組

#### ① 事業団の研修体系

##### 【求める人材像】

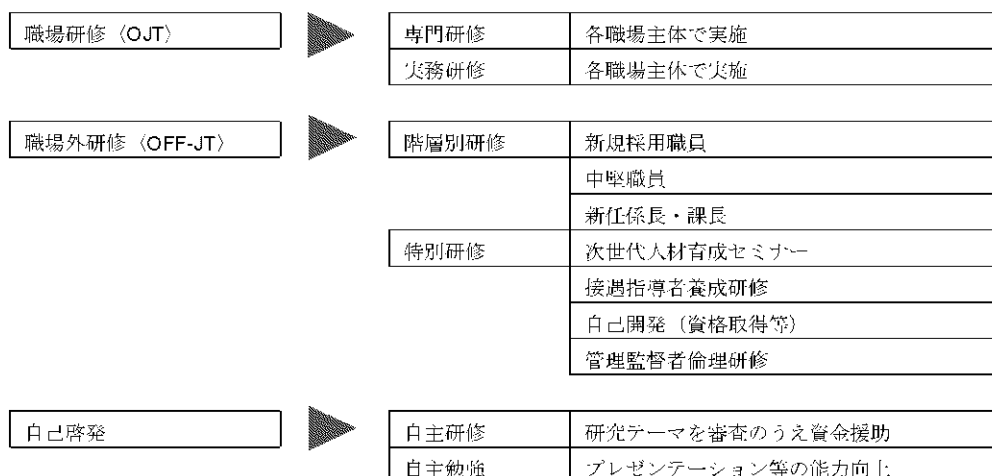
1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

##### 【人材育成の基本的方向】

1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修は OJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

##### 【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成



〈別紙 11 人材育成基本方針〉

## ② 施設の専門研修

## 【職場内研修】

医療系多専門職で構成される職場であることで、科や係など職種単位で定期研修の場を設けている他、リスクマネジメントや感染予防など医療安全関係、臨床例による症例検討、学会形式での学術集会など各専門性の枠を超えた全体研修も定期的を実施します。

## ◇職種単位での研修

- i 整形外科・訓練科…週 1 回（時間外・自主）…整形・リハ関連医学書の抄読会
- ii 看護科…月 1 回（時間外・自主）…医療、福祉全般の講習（内部講師による）
- iii 理学療法係…週 1 回（時間外・自主）…技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- iv 作業療法係…週 1 回（時間内）…技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- v 言語聴覚係…月 2 回（時間内）…技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- vi 臨床心理係…月 2 回（時間内）…評価法・指導法の習得等
- vii 指導科…月 1 回（時間外・自主）…年度末の報告会（療育研修会）の内容検討
- viii 地域支援室…週 1 回（時間内）…ケース検討、関連事項習得（内部講師による）

## ◇全所レベルでの研修、多科関連研修

- i イブニングレクチャー（研修委員会運営）…月 1 回…医療、福祉、運営全般
- ii 学術集会（研修委員会運営）…年 1 回…学会形式による学術発表
- iii 症例検討会（訓練科運営）…月 1 回…臨床例による症例検討

〈別紙 12 所内研修実績〉

〈別紙 13 学術集会プログラム及び案内リスト〉

## 【職場外研修】

専門別、多科共通などで各種学会、講習会、研修会等に参加受講

〈別紙 14 職場外研修実績〉

## オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

## 1 基本的な考え方

- ① 本センターは、前身である「足立学園」が開設された昭和 40 年から 50 年以上の長きに亘り、「地域の一員」として地域の社会福祉に貢献してきました。
- ② 事業団の基本理念である「一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献する」ため、長年培った人材・実績・経験などの専門性を活かし、地域における子育て支援・地域の人材育成・将来の福祉人材の育成に取り組みます。

## 2 具体的な連携・協働

- ① 関係機関・団体との連携
  - ・ 近隣の障害者支援施設、地域活動センター、障害児入所施設に医師を派遣
- ② 大学との連携（産業医科大学等）
  - ・ 調査・研究
  - ・ 講師派遣
- ③ 区役所との連携
  - ・ わいわい子育て相談支援事業への職員派遣（心理士、作業療法士、保育士）
- ④ 教育委員会・特別支援学校との連携
  - ・ 医師・訓練士等の派遣（専門医・専門家制度）
  - ・ 肢体系特別支援学校の修学旅行・宿泊訓練への医師・看護師の派遣

- ・ 緊急時等対応業務に医師、看護師を派遣
- ・ 教育支援委員会（市教委）に医師を派遣
- ⑤ 市医師会との連携
  - ・ 講師の派遣
- ⑥ 地域との交流
  - ・ にここ通園と地域の保育所（城野・若園保育所）との交流保育を実施
  - ・ 「あだちまつり」（毎年 10 月開催）に春ヶ丘、若園 1 丁目町内会および小倉南区民生委員児童部会・障害者部会を招待
  - ・ 北方小学校の「こども 110 番」指定施設承諾  
〈別紙 15 あだちまつり案内及び招待リスト〉
- ⑦ 実習生の受け入れ
  - ・ 各専門職養成校や教員免許取得のための介護実習等から実習生を受け入れ年間延べ 2,000 人を超えています。  
〈別紙 16 実習生受け入れマニュアル及び実績〉
- ⑧ ボランティアの受け入れ
  - ・ リネン交換や音楽ボランティア等の受け入れ
  - ・ 親子通園時の兄弟託児ボランティア等の受け入れ  
〈別紙 17 ボランティア受け入れマニュアル及び実績〉

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

## ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

## 1 基本的な考え方

- 事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉えています。
- 個人情報の保護等に関して適切に対応するため、「個人情報の保護に関する法律」、「北九州市個人情報保護条例」、その他の法令を遵守するとともに、事業団は個人情報保護規程を整備しており、今後も個人情報管理体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

## 2 具体的な取組

## ① 個人情報の保護

- 個人情報保護規程の整備
- 個人情報保護の基本方針の整備
  - ・ 個人情報の入手  
事業運営に必要な最小限の内容に留めます。
  - ・ 利用目的の通知  
利用者に対して、個人情報の利用目的を説明します。
  - ・ 個人情報の保管  
鍵付きキャビネットに保管し、データ持ち出しを制限します。
  - ・ 個人情報の処分  
退園児童の情報は、規定のあるもの以外は、速やかに処分します。
- 情報セキュリティチェックの実施
- 個人情報保護に関する研修
- 個人情報保護に関する職員への周知

本センターは「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」及び「総合療育センター個人情報保護方針」を策定し、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。新採研修で説明し、また当センター内のイントラネットの上にも掲載して職員へ周知しています。

## ② 情報の開示

本事業団は「事業団情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

- 情報開示規程の整備
- 情報開示の手続き

〈別紙 18 個人情報保護規程〉

〈別紙 19 総合療育センター個人情報保護方針〉

〈別紙 20 情報公開規程〉

**イ 施設の利用者に対する人権の尊重や、身体拘束及び虐待等の防止策などについて**

1 基本的な考え方

- ① 障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行され、本センターにおいても利用者やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権を守る体制を整備しています。
- ② 個別の合理的配慮についても、施設で検討のうえ対応可能な限り配慮するとともに、今後もこの体制を継続し、利用者の権利擁護を徹底します。

2 具体的な取組

- ① 虐待防止マニュアルの整備
- ② 身体拘束防止マニュアルの整備
- ③ 人権研修の実施（年 2 回）
- ④ 子ども総合センターなど関係機関への速やかな通報
- ⑤ 選挙権行使のための実施要領の整備

（別紙 21 虐待防止マニュアル）

（別紙 22 身体拘束防止マニュアル）

（別紙 23 選挙権行使の実施要領）

**ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について**

1 基本的な考え方

- ① 利用者の状態・要望を具体的に把握し、必要な支援方法を検討のうえ、子ども総合センター等関係機関と協議・調整を行います。
- ② 子ども総合センター等関係機関との調整に基づき、サービス提供を行います。

2 具体的な取組

- ① 子ども総合センターとの連携
- ② 当センターの待機者リストを活用し、入所を希望している方の現在の状態・要望を丁寧にモニタリングし、緊急度の高い方から順に最適なサービスを提供します。今後も利用者にとって公平な対応と配慮を行います。

**エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて**

1 基本的な考え方

- 障害児（者）及びその家族に、日々、安心して本センターを利用していただくことが、施設運営においても重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、事故発生時における即応体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

- ① 安全対策マニュアルの整備
- ② 具体的な安全対策

リスクマネジメント委員会を中心として、事故や感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めており、今後もこの体制を継続し事故防止の徹底と速やかな対応を図ります。

- ・施設内の巡回点検を計画に従い、年 15 回実施し危険箇所の発見、改善に努めます。
- ・各部門では、遊具・設備の安全の安全点検を月 1 回実施します。
- ・AED を設置し、救急対応に備えます。
- ・安全管理の研修を年 2 回以上実施します。
- ・「事故報告書」とその対応策は施設内で回覧し、リスクマネジメント委員会に報告します。さらに委員会で分析、検討を行い安全確保に役立てます。
- ・「ヒヤリ・ハット」の報告は随時行い、危機回避に努めます。

〈別紙 24 H 常生活支援マニュアル〉

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 安全管理指針
- 院内感染対策
- 褥瘡対策指針
- 輸血・特生物製品管理指針
- 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書
- 食中毒発生等における対応マニュアル
- 給食衛生管理マニュアル

### ③ 事故発生時の対応

事故発生時には、被災者の救命、被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告、情報の把握及び提供を行っており、この体制を継続します。

また、「安全管理マニュアル」に「安全管理に関するシステム」、「事故発生時の報告体制」、「事故発生時の初期対応」及び「事故対応の流れ」を定め、職員への周知を行っており、今後もマニュアルの周知徹底、事故の発生予防及び発生時の速やかな対応を図ります。

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 事故発生時の報告体制
- 事故発生時の初期対応
- 事故報告書様式
- 施設入所者に係る事故速報様式

## オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

### 1 基本的な考え方

- 障害児（者）及びその家族に、日々、安心して本センターを利用していただくことが、施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、緊急時における即応体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

### 2 具体的な取組

#### ① 衛生管理マニュアルの整備

#### ② 感染防止の対策

リスクマネジメント委員会を中心として、感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めます。

また、感染対策が必要な部署へ毎週感染対策委員会のメンバー等が巡回し、チェック表で適正に実施されているかチェックしています。

#### ③ 感染症発生時の対応

院内感染の恐れがある感染症が発生した場合、「院内感染対策マニュアル」に、「感染症発生時の報告体制」を定め、職員への周知を行っており、今後もマニュアルの周知徹底、院



内感染の発生子防及び発生時の速やかな対応を図ります。

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 院内感染対策マニュアル
- 食中毒緊急対策マニュアル
- 給食衛生管理マニュアル

## カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

### 1 基本的な考え方

- 障害児（者）及びその家族に、日々、安心して本センターを利用していただくことが、施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、災害等の発生時、利用者の不安感や身の危険を最大限抑制するため、危機管理体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

### 2 具体的な取組

#### ① 防犯対策

- ・ 監視カメラ及び防犯ブザーの設置
- ・ 警備員の常駐
- ・ 不審者対応訓練の実施
- ・ 地域との連携

#### ② 防災対策

防災計画を策定し、風水害・火災等の災害の発生に備えるとともに、防災訓練及び所内研修等を通じて職員の意識向上に努めております。今後も継続して、危機管理体制の強化を図ります。

- ・ 非常災害計画の整備
- ・ 消防計画の整備
- ・ 消防設備の定期点検
- ・ 災害情報入手体制の整備
- ・ 避難訓練の実施

#### ③ 危機管理体制

- ・ 緊急連絡網の整備 施設と事務局間、施設内の緊急連絡網の整備を継続します。
- ・ 事業団動員計画の整備 災害発生時の自衛防災組織、動員計画の整備を継続します。

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 防災計画

## 北九州市立総合療育センターに関する収支計画書

## 1 指定管理業務に関する収支

## (1) 総括表

## 【収入見込】

(単位:千円)

| 区 分       | 収入計画      |           |           | 計         | 摘 要                   |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|
|           | 31年度      | 32年度      | 33年度      |           |                       |
| 1. 医療収入   | 1,420,954 | 1,467,087 | 1,747,747 | 4,635,788 | 様式12-2 収入項目内<br>訳のとおり |
| 2. 入所収入   | 327,217   | 428,000   | 522,722   | 1,277,939 | 様式12-2 収入項目内<br>訳のとおり |
| 3. 通所収入   | 125,535   | 125,535   | 125,535   | 376,605   | 様式12-2 収入項目内<br>訳のとおり |
| 4. 相談収入   | 19,990    | 19,990    | 19,990    | 59,970    | 様式12-2 収入項目内<br>訳のとおり |
| 5. その他の収入 | 55,173    | 55,173    | 55,173    | 165,519   | 様式12-2 収入項目内<br>訳のとおり |
| 収入合計(A)   | 1,948,869 | 2,095,785 | 2,471,167 | 6,515,821 |                       |

## 【支出見積】

| 区 分    | 支出計画      |           |           | 計         | 備 考                   |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|
|        | 31年度      | 32年度      | 33年度      |           |                       |
| 1. 人件費 | 1,724,191 | 1,724,191 | 1,949,223 | 5,397,605 | 様式12-3 支出項目内<br>訳のとおり |
| 2. 事務費 | 133,930   | 134,500   | 143,872   | 412,302   | 様式12-3 支出項目内<br>訳のとおり |
| 3. 事業費 | 310,233   | 319,186   | 400,467   | 1,029,886 | 様式12-3 支出項目内<br>訳のとおり |
| 4. その他 | 10,819    | 10,993    | 12,529    | 34,341    | 様式12-3 支出項目内<br>訳のとおり |
| 合 計(B) | 2,179,173 | 2,188,870 | 2,506,091 | 6,874,134 |                       |

## 【収支明細】

|            |           |           |           |           |  |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 収入合計(A)    | 1,948,869 | 2,095,785 | 2,471,167 | 6,515,821 |  |
| 支出合計(B)    | 2,179,173 | 2,188,870 | 2,506,091 | 6,874,134 |  |
| 収支差(A)-(B) | ▲ 230,304 | ▲ 93,085  | ▲ 34,924  | ▲ 358,313 |  |
| 指定管理料      | 230,304   | 93,085    | 34,924    | 358,313   |  |

※指定管理者の行う業務(指定管理料の対象となる業務)について、指定期間内における各年度の収支計画を記載してください。

※自主事業の経費を計上することはできませんが、その収益を収入に計上することはできます。

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

- ア 名称 : 北九州市立総合療育センター西部分所
- イ 所在地 : 北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号
- ウ 敷地面積 : 約3,944㎡
- エ 構造 : 鉄筋コンクリート造1階建
- オ 規模 : 延床面積 約1,874㎡
- カ 事業内容
  - ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
  - ・障害児等療育支援事業、外来診療 等

#### (2) 指定期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称 : 社会福祉法人 北九州市福祉事業団
- イ 所在地 : 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
- ウ 主な業務内容 :
  - ① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか）
  - ② 第2種社会福祉事業（保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施（障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
  - ③ そのほか、市からの受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

### 2 指定の経緯

平成30年 5月14日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）  
8月24日 申請受付開始  
8月31日 申請締め切り

9月 5日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）  
 9月 指定管理者候補の決定

### 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

### 4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・[学識経験者] 伊藤 直子（西南女学院大学 教授）
- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 会長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[税 理 士] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所 所長）

### 5 条件付き公募方式採用について

#### (1) 条件付き公募方式採用の視点

- ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）
- イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設
- ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設
  - 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
  - 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
  - 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立総合療育センターの指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

（別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり）

#### (2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

|     | 構成員 |   |   |   |
|-----|-----|---|---|---|
|     | A   | B | C | D |
| 妥当性 | 有   | 有 | 有 | 有 |

#### (3) 検討会における主な意見

- ・ 西部分所は、総合療育センター本体との総合的な連携体制は必須だと思うので、同一法人による運営を期待したい。
- ・ 西部地域の方がわざわざ小倉南区の総合療育センターまで出てくるのは大変だったが、事業団が管理運営する西部分所ができて、西部地域の障害児の中核

的な診療所となっている。そういう点でも、総合療育センターと同様に高い専門性が保たれており、信頼関係も構築されていると言える。総合療育センター本体とともに、更なる資質向上に期待したい。

- ・ 西部分所も新しい施設であるが、総合療育センター本体と連携がとることができている。直方方面など遠くから来られる患者さんにとっても利便性がとてもよい。総合療育センター本体と一体的に運営されることが望ましいと考え、期待もしている。
- ・ 本法人は、十分な実績を有しており、指定管理における第三者評価についても「適正」となっている。総合療育センターの運営に当たっては、障害のある方々への高度な医療・療育・訓練等が求められるため、条件付き公募は妥当と考える。

## 6 選定基準

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント |                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                 | 指定管理者としての適性                                                                                          |
|                   | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針                                                                       |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や特性等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。        |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤                                                                                    |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                                       |
|                   | (3) 実績や経験など                                                                                          |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。                                                                  |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                         |
| 2                 | 管理運営計画の適確性                                                                                           |
|                   | 【有効性】                                                                                                |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組                                                                                 |
|                   | ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                                 |
|                   | ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。                                                 |
|                   | ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。                                                                  |
|                   | ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。<br>・ 発達の向上<br>・ 社会性の向上<br>・ 身体機能の維持・向上<br>・ 自立支援 など |
|                   | ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組等の提案があるか。                                                 |
|                   | (2) 利用者の満足度                                                                                          |
|                   | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。                                                                          |
|                   | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。                                                                   |
|                   | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。                                                                        |

|                               |                                                 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|
| ④                             | 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。                    |
| ⑤                             | 利用者のニーズ等に沿った取組（社会参加や生きがいきづくりなど）が考えられているか。       |
| ⑥                             | その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。             |
| <b>【効率性】</b>                  |                                                 |
| <b>(3) 指定管理料及び収入</b>          |                                                 |
| ①                             | 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。                |
| ②                             | 収入が最大限確保される提案であるか。                              |
| ③                             | 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。               |
| <b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>    |                                                 |
| ①                             | 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。                          |
| ②                             | 経費の配分は適切であるか。                                   |
| ③                             | 積算根拠は明確であるか。                                    |
| ④                             | 再委託が適切な水準で行われているか。                              |
| <b>【適正性】</b>                  |                                                 |
| <b>(5) 管理運営体制など</b>           |                                                 |
| ①                             | 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                       |
| ②                             | 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。               |
| ③                             | 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。        |
| ④                             | 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                        |
| ⑤                             | 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。           |
| <b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b> |                                                 |
| ①                             | 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。                |
| ②                             | 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 |
| ③                             | 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。     |
| ④                             | 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。          |
| ⑤                             | 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。                   |
| ⑥                             | 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。             |

## 7 審査結果

### (1) 適 否

| 団体名                         | 選定基準（＝審査項目）<br>及びポイント | 構成員 |   |   |   |
|-----------------------------|-----------------------|-----|---|---|---|
|                             |                       | A   | B | C | D |
| 社会福祉<br>法人<br>北九州市福<br>祉事業団 | <b>1 指定管理者としての適性</b>  |     |   |   |   |
|                             | (1) 管理運営の理念、基本方針      | 適   | 適 | 適 | 適 |
|                             | (2) 人的・財政基盤           |     |   |   |   |
|                             | (3) 実績・経験             |     |   |   |   |
|                             | <b>2 管理運営計画の適確性</b>   |     |   |   |   |
| <b>【有効性】</b>                |                       |     |   |   |   |
| (1) 設置目的の達成への取組             | 適                     | 適   | 適 | 適 |   |

|           |                     |   |   |   |   |
|-----------|---------------------|---|---|---|---|
|           | (2) 利用者の満足度向上       |   |   |   |   |
|           | <b>【効率性】</b>        |   |   |   |   |
|           | (3) 指定管理料及び収入       | 適 | 適 | 適 | 適 |
|           | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 |   |   |   |   |
|           | <b>【適正性】</b>        |   |   |   |   |
|           | (5) 管理運営体制          | 適 | 適 | 適 | 適 |
| (6) 平等利用等 |                     |   |   |   |   |

## (2) 検討会における主な意見

### 【指定管理者としての適性】

- ・ 長年の実績や経験があり、高度な専門性を十分に有し、熱意や意欲を持っている。
- ・ 事業団の基本理念や方針、施設の基本方針等が具現化され、実現されていくことを期待する。
- ・ 当該法人は、長年、障害者施設や保育所、老人施設、児童館など、様々な施設を運営し、多種多様な形で福祉に関わっており、人的基盤もしっかりしていると考えられる。

### 【管理運営計画の適確性】

- ・ 総合療育センターと同様に、職員倫理綱領や行動規範が設けられており、利用者を第一の運営がなされていると考える。また、管理体制も明確に示されており、他の組織との連携もなされている。
- ・ 総合療育センターと一体として、体制を整備されることを期待する。
- ・ 利用者アンケートの満足度が年々向上している。更なる向上に努めてほしい。

## 8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・ 総合療育センター西部分所は、総合療育センターと一体的に管理運営する必要がある。
- ・ 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。
- ・ 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。

- ・ 十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組がなされており、収支差の改善に向けた意欲については評価できる。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、現状と課題を踏まえた様々な提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。

## 9 提案額

98,362千円（平成31年度から33年度までの各年度）



## 条件付き公募とする理由

本施設は、本市西部地区における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有し、運営は、総合療育センターと一体的に行っている。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係である。そのため、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」と言える。

また、重い障害のある児童が多く利用している施設でもあるため、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」とも言える。

（社福）北九州市福祉事業団は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

そのため、本施設の公募方法については、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられる。

## 提 案 概 要

(北九州市立総合療育センター西部分所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

### 1 指定管理者としての適性について

|                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</b></p> <p>事業団が策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。</p>                                                                                       |
| <p><b>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</b></p> <p>○ 昭和40年の設立以来、53年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など10種75施設を運営しています。また、多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間で連携することでさまざまな支援の提供が可能です。</p> <p>○ 平成29年度決算からみると、短期安定性の指標の流動比率は276%、長期安定性の指標である純資産比率は84%（純資産額は88億円）、固定長期適合率は82%、さらに借入金はなく、財政基盤の安定性は十分確保されています。</p> |
| <p><b>(3) 実績や経験など</b></p> <p>○ 障害施設のほか保育所・児童館・高齢者施設等75施設を運営し、市民への福祉サービスの提供に積極的に取り組んできました。</p> <p>○ 国内における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設として総合療育センターを運営してきた実績があります。</p> <p>○ 西部分所には国家資格を要する医療等スタッフが29人、在籍しています。</p>                                                     |

### 2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</b></p> <p>西部分所は、本体が有する機能を分担し、外来・通園など障害児及びその家族のニーズに応じた障害福祉サービスを提供し、地域への社会貢献に取り組めます。西部分所が有する機能（外来診療、児童発達支援センター、リハビリテーション、地域支援）を最大限に活用して、北九州西部地区の利用者獲得に取り組めます。ホームページ、パンフレット等を活用して西部分所の事業内容の周知を行います。</p>        |
| <p><b>(2) 利用者の満足度</b></p> <p>利用者及びその家族から「満足」「安心」「信頼」を得るために、サービスの品質向上を日常的に意識し、施設運営の改善に日々取り組めます。投書箱「声の箱」の設置し、苦情受付について掲示を行い、利用者への周知を図ります。利用者の療育やご家族の支援などに関する情報を共有し、共通認識のもとで課題を解決するためカンファレンスや会議を設けます。個別支援計画に基づき、利用者の特性・状態に応じたサービスを提供します。</p> |

**【効率性】に関する取組み**

**(1) 指定管理業務に係る経費**

事業団の運営施設に共通する委託業務については事務局による一括入札等により、経費削減を図ります。また、療育センター本体と西部分所に共通する委託業務等については本体と合同で契約事務を行い、経費削減を図ります。水道光熱費については、節水協力や節電協力の張り紙を掲示し、職員の節水・節電意識を高めます。空調は環境省の提唱する空調温度を基準として、費用削減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。また、特定規模電気事業者との契約により電気料金の節減に努めます。

**(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性**

収入はH30年度予算を参考に報酬改定を反映して積算しています。年間診療日数は整形外科・リハビリテーション科 244 日、小児科 125 日、歯科 144 日、児童発達支援センターは開園日数 253 日、延べ利用児童数 6,900 人、一日平均 27.4 人、地域支援は外来療育指導事業 1,948 回/年を想定しています。実績に基づく計画であり、引き続き利用者の確保に努めます。

**【適正性】に関する取組み**

**(1) 管理運営体制など**

- 医療機関として、医療法に定められた配置基準に従い、医師等必要な職種及び人員を配置します。
- 児童福祉施設として、障害福祉サービス指定基準に従い、児童指導員等必要な職種及び人員を配置します。
- 職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、療育センター本体とともに学術集会を開催し、研究発表の場を設けます。
- 実習生、ボランティアを継続して受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。
- また、保育所や市民センターとの交流や地域行事への参加を通して、地域の方の理解と認識を深めていきます。

**(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など**

- 利用者の個人情報保護に積極的に取り組みるとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、利用者の人権擁護を徹底します。
- 子ども総合センター等関連機関と調整し、緊急度の高い方からサービスを提供します。
- 安全管理や事故対応、防犯、防災対策などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

**提案額（千円）**

|      |          |
|------|----------|
| 31年度 | 98,362千円 |
| 32年度 | 98,362千円 |
| 33年度 | 98,362千円 |

※ 提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

北九州市立総合療育センター—西部分所  
指定管理者

提 案 書

団体名：社会福祉法人北九州市福祉事業団



1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

1 事業団の基本理念・経営方針・行動規範

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ります。

**北九州市福祉事業団の基本理念**

北九州市福祉事業団は  
人と知識と技術を結集して  
一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献します。

**スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～**

**北九州市福祉事業団の経営方針**

**【サービスの視点】**

1. ご利用の皆様の視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

**【人材の視点】**

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

**【財務の視点】**

3. 持続的发展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

**北九州市福祉事業団の行動規範**

北九州市福祉事業団は  
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。  
私たちは、この行動規範を共有し  
職業人としての自覚と責任を持ち  
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

## 2 施設の基本方針

- 総合療育センター本体は、昭和 40 年、北九州市最初の肢体不自由児施設として開設され、昭和 53 年、医療・福祉・教育を統合した全国初の先進的な障害児療育システムを持つ「北九州市立総合療育センター」として整備されました。
- 日本における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設となり、現在においてもワンストップで障害児のニーズに対応できる拠点施設として大きな成果をあげてきました。
- 西部分所は、総合療育センター本体と機能分担を行い、北九州西部地区の利用者がより身近な場所で、ニーズに応じた外来診療・リハビリテーション・通園等による療育支援を行うことにより、利用者へのサービス向上に取り組みます。
- 北九州市が策定した「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」に示された以下の基本方針に基づき、西部分所の運営を行います。
  - ① 障害児に係る医療とリハビリテーションの提供  
障害特性と発達状況に応じて、高度で専門的な医療及びリハビリテーションを行います。
  - ② 医療的ケアの下での障害福祉サービスの提供  
個々の障害児の状況に応じ、医療的ケアの下での通所サービスを提供します。

## 1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

## ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財産基盤について

## 1 事業団の沿革

- 本事業団は、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。
- 昭和 40 年 11 月、事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 53 年にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では 10 種類 75 施設の運営を行っています。
- そのほか、以下の事業なども北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かし、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいつくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

## 2 人的基盤

- 本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。
- 平成 30 年 7 月 1 日現在の常勤職員数は 1,151 人（正規 427 人／嘱託 724 人）であり、全国的にも専門職を多数有する社会福祉法人の一つです。



## 〈職種〉

|                |      |         |      |               |        |
|----------------|------|---------|------|---------------|--------|
| 医師             | 13人  | 歯科医師    | 2人   | 薬剤師           | 2人     |
| 理学療法士          | 15人  | 作業療法士   | 18人  | 言語聴覚士         | 11人    |
| 看護師            | 84人  | 准看護師    | 9人   | 歯科衛生士         | 4人     |
| リハビリ工学技士       | 1人   | 臨床検査技師  | 6人   | 診療放射線技師       | 2人     |
| 視能訓練士          | 3人   | 栄養士     | 8人   | 保育士           | 396人   |
| メディカルソーシャルワーカー | 4人   | 心理士     | 15人  | 視覚障害者生活訓練等指導者 | 1人     |
| 視覚障害者生活訓練士     | 1人   | 指導員     | 120人 | 指導補助員         | 2人     |
| 看護補助員          | 3人   | 家庭訪問指導員 | 1人   | 介護士           | 18人    |
| 介助員            | 5人   | 調理員     | 26人  | 訪問調査員         | 56人    |
| 包括支援員          | 88人  | 介護予防訪問員 | 10人  | 介護報酬請求員       | 10人    |
| 児童厚生員          | 91人  | 相談員     | 8人   | スポーツ指導員       | 4人     |
| 事務員            | 106人 | 業務員     | 1人   | 用務員           | 3人     |
| 自動車運転手         | 4人   |         |      | 合計            | 1,151人 |

## 3 財政基盤

当法人全体の平成29年度決算からみると、短期安定性の指標の流動比率は276%、長期安定性の指標である純資産比率は84%、固定長期適合率は82%、さらに外部からの借入金はなく、財政基盤の安定性は十分確保されています。

## 平成29年度決算

|        |      |        |
|--------|------|--------|
| ● 資産合計 | 104億 | 3623万円 |
| ● 負債合計 | 16億  | 1797万円 |
| ● 純資産  | 88億  | 1826万円 |

## 1-(3) 実績や経験など

## ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は平成 30 年現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センターなど全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

## 1 保育所

- 昭和 44 年から 49 年間にわたり保育所運営を行っています。
- 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- 平成 29 年度の利用延べ数は 21,187 人（人所率 95.4%）です。

## 2 障害施設

## □ 総合療育センター

- 昭和 40 年、肢体不自由山児施設「足立学園」として開設されました。
- 現在は「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- 平成 29 年度の外來診療部門の受診延べ数は 43,859 人です。
- 平成 29 年度の一日平均利用は以下のとおりです。
  - にこにこ通園（児童発達支援センター）〔定 50〕 36.1 人
  - 足立園（医療型障害児入所施設／療養介護）〔定 80〕 74.1 人
  - 外來（小児科・内科・整形外科・リハビリテーション科・眼科・歯科・小児歯科  
矯正歯科・精神科・児童精神科・耳鼻咽喉科・泌尿器科） 179.8 人

## □ 総合療育センター西部分所

- 市内西部地域における通所・外來の利便性を向上させるため、平成 28 年 4 月に開所されました。
- 平成 29 年度の一日平均利用は以下のとおりです。
  - きらきら通園（児童発達支援センター）〔定 40〕 27.0 人
  - 外來（小児科・内科・整形外科・リハビリテーション科・歯科・矯正歯科）  
64.9 人

## □ 小池学園

- 小池学園は、昭和 46 年に開設されました。
- 平成 29 年度の一月平均利用は以下のとおりです。  
小池学園 〔定 60〕 37.5 人

## □ ひよりの丘

- ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部が移転し、平成 23 年に開設されました。
- 平成 29 年度の一月平均利用は 16.4 人です。〔定 50〕

- ひまわり学園（児童発達支援センター）
  - 引野ひまわり学園は昭和 45 年、若松ひまわり学園は昭和 51 年、到津ひまわり学園は昭和 54 年に開設されました。
  - 平成 29 年度の日平均利用は、以下のとおりです。
    - 引野ひまわり学園〔定 50〕 50.1 人
    - 若松ひまわり学園〔定 30〕 31.2 人
    - 到津ひまわり学園〔定 50〕 53.0 人

3 児童館

- 昭和 41 年から 52 年間にわたり、運営を行っています。
- 現在の運営館数は 42 館です。
- 平成 29 年度の年間利用は 63 万人です。

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

- ① 国家資格を要する職種及び配置数は以下のとおりです。

| 根拠規定  |       |                                 |
|-------|-------|---------------------------------|
| 医師    | 3     | 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）           |
| 歯科医師  | 1     | 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）         |
| 看護師   | 2     | 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）    |
| 歯科衛生士 | 2     | 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）        |
| 理学療法士 | 3     | 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号） |
| 作業療法士 | 3     | 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号） |
| 言語聴覚士 | 3     | 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）         |
| 社会福祉士 | 2     | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）  |
| 保育士   | 12    | 児童福祉法第 18 条                     |
| 公認心理師 | 3（予定） | 公認心理師法（平成 29 年法律第 68 号）         |

※保育士資格と社会福祉士資格重複者 2 名

※公認心理師法（平成 29 年法律第 68 号）の施行により平成 30 年 9 月 9 日に試験実施予定。

- ② 各種学会の発表・講演会や講義・誌上研究の発表を行った専門職の人数は以下のとおりです。

<H29 年度実績>

|       | 学会発表 | 講演会・講義 | 誌上研究発表 |
|-------|------|--------|--------|
| 医師    | 1    |        |        |
| 歯科医師  |      |        |        |
| 理学療法士 | 1    | 3      |        |
| 作業療法士 |      | 1      |        |
| 言語聴覚士 |      | 6      |        |
| 心理士   | 1    | 3      |        |
| 保育士   |      | 4      |        |
| 計     | 3    | 17     |        |

□ 学会発表

<医師>

- 第6回日本小児診療多職種研究会 (H29.11月 沖縄)  
「子どものリハビリテーションのあり方ー地域の児童発達支援センターで考えること」

<理学療法士>

- 九州理学療法士・作業療法士合同学会 2017IN 宮崎 (H29.11月 宮崎)

<心理士>

- 第62回全国肢体不自由児療育研究大会 (H29.10月 佐賀)

□ 講義

<理学療法士>

- 九州栄養福祉大学
- 北九州市障害児(者)ホームヘルパースキルアップ研修
- 八幡西特別支援学校 職員講義

<作業療法士>

- 八幡西特別支援学校 職員講義

<言語聴覚士>

- 引野ひまわり学園 保護者講座
- 引野ひまわり学園 職員講座
- 若松ひまわり学園 保護者講座
- 八幡西特別支援学校 職員講義
- 愛知淑徳大学 卒業生講話
- 「北九州高等学園」職員研修

<心理士>

- 引野ひまわり学園 保護者講座
- 引野ひまわり学園 職員講座
- 若松ひまわり学園 保護者講座
- 宮若西中学校 職員研修

<保育士>

- 社会福祉研修所 障害児保育研修講師
- 福岡教育大学 学生向け講義
- 西南女学院大学 学生向け講義
- 北九州市福祉事業団保育所 職員向け講義

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

1 基本的な考え方

- 総合療育センター（以下「本体」という。）は、児童福祉法に基づく「医療型障害児入所施設」「児童発達支援センター」及び在宅障害児（者）への「地域支援」の機能を有するとともに、「障害児医療」「小児リハビリテーション」の病院機能を併せ持ち、ワンストップで障害児のニーズに対応する、北九州市における中核施設です。
- 西部分所は、本体が有する機能を分担し、外来・通園など障害児及びその家族のニーズに応じた障害福祉サービスを提供し、地域への社会貢献に取り組みます。
- 「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」における基本方針に基づき、各障害福祉サービスの個別運営方針を次のとおり定めます。

〈別紙 1 総合療育センターの使命〉

〈別紙 2 総合療育センター基本方針・行動規範〉

〈別紙 3 H30 事業計画〉

□ 外来診療

- 新規の利用は設備やスタッフの整った本体で行うことにより、より適切な診療やリハビリの方針を計画します。この本体方針に沿って、日常的な外来診療（再診）を西部分所で行うことにより、本体と機能分担しつつ、ご利用者への利便性配慮を図っていきます。
- 具体的な内容は以下のとおりです。
  - ① 診療は医科・歯科を併設します。
  - ② 当所非常勤医師として産業医科大学病院、JCHO 九州病院、障害児者医療の経験のある小児科医師、歯科医師及び本体の整形外科、小児科、内科、歯科の医師を招き、医療の充実を図ります。
  - ③ 外来待機の解消のため、すべて予約制を採用します。
  - ④ 外部発注による血液検査と単純レントゲン検査を実施します。  
なお、当所では実施困難な検査については本体等との連携を図ります。
  - ⑤ リハビリテーションは理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法を実施し、本体と同レベルの訓練サービスを提供します。

【目標（数値目標）】

| 項目         | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 1 日平均外来患者数 | 80 人  | 80 人  | 80 人  |

(28 年度実績 62.6 人 29 年度実績 64.9 人)

- ・ 診療日 月曜日～金曜日（土日曜日、休祝日、年末年始を除く）
- ・ 時間 9:00～17:00
- ・ 診療科 小児科、整形外科、リハビリテーション科、内科、歯科、小児歯科

□ 児童発達支援センター（きらきら通園）

- 運動発達・知的発達・言葉の遅れ、発達障害等発達に課題を持つ子どもとその家族を対象に親子通園を実施します。この親子通園により母親をはじめとする家族に具体的な関わりを通じて、将来の療育に向けた準備を行う場を提供します。
- 具体的な内容は以下のとおりです。
  - ① 併設する診療所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士と共同で通園児一人ひとりの発達や課題、対応方法などを検討するカンファレンスを実

施し、その結果を反映した個別支援計画を作成します。

- ② 年齢・発達・遊び（保育内容）を中心にしたクラス編成を行い、クラス別の保育計画を作成し、保護者に配布します。
- ③ ご家族と個別支援計画について協議を行い、ご家族の療育への参加と支援者側との目標の共有を図ります。

なお、協議回数は入園時期により一律ではありませんが、最低年3回程度の実施を目指します。

#### 【目標（数値目標）】

| 項 目  | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 登録児数 | 100 人 | 100 人 | 100 人 |

（28 年度実績 122 人 29 年度実績 127 人）

- ・ 定員 40 名
- ・ 開所日 月曜日～金曜日（土曜日、休祝日、年末年始を除く）
- ・ 時間 10:00～14:00

#### □ 地域支援

##### ○ 障害児等療育支援事業

- ① 在宅障害児や保護者への外来相談事業を実施します。  
また、在宅障害児の在籍する所属集団の要請に応じて訪問し、助言・アドバイスをを行います。
- ② 引野ひまわり学園・若松ひまわり学園での言語聴覚士・心理士が実施する個別ケースに対する評価や担当職員へ専門的な助言を行います。
- ③ 引野ひまわり学園・若松ひまわり学園での処遇困難事例や職員に対する専門的な研修を実施します。

#### イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組について

##### 1 基本的な考え方

- 西部分所が有する以下の機能を最大限に活用して、北九州西部地区の利用者獲得に取り組みます。
  - ① 外来診療（小児科・整形外科・リハビリテーション科・内科・歯科・小児歯科）
  - ② 児童発達支援センター（きらきら通園 定員 40 名）
  - ③ リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法）
  - ④ 地域支援（障害児等療育支援事業等）

##### 2 具体的な取組

#### □ 情報提供について

- ホームページ等を活用した事業案内を行います。

#### □ 医療に関する取組

- 本体との密接な連携により、スムーズな診療の開始に繋がります。
- ニーズの高い小児科及び歯科の受診日の増加に努めます。
- 補装具業者（3 社）と共同で補装具外来（週 1 回）を実施し、利用者の補装具作成等に丁寧に対応していきます。
- 補装具等中古機器の再利用に関する仲介サービス  
利用者間における補装具等中古機器の再利用を円滑に進め、利用者の生活の利

便性向上を図るため、当所利用者限定（保管スペースの関係）であるが、積極的な仲介を行います。

○ リハビリテーション用器具貸出サービス

「CI 療法」等訓練課題に従って、利用者が自宅等で自らリハビリテーションを実施することにより、運動機能の向上を図ることを目的として、訓練課題とセットされた適切なリハビリテーション用器具の貸出を行います。

※貸出を行うリハビリテーション用器具は「消耗品」に限られ、例えば積木、お手玉、洗濯ばさみ、トランプ等です。

□ 療育に関する取組

- 通園に常勤看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れやすい体制を維持します。
- 通園バスの運行により、利便性の向上を図ります。
- 託児ボランティアの登録により、弟妹児のいる利用児の獲得を促進します。
- 引野ひまわり学園・若松ひまわり学園・到津ひまわり学園への施設見学を実施します。

○ 保護者講座

施設の強みである専門スタッフや本体の協力による保護者講座を実施します。

<H29 年度実績> 年 8 回

- ① 福祉制度・サービスについて（担当：本体地域支援室コーディネーター）
- ② 遊び・生活リズム（担当：保育士・児童指導員）
- ③ コミュニケーションとことばの発達・食事（担当：言語聴覚士）
- ④ 子どもの行動を考える前に（担当：心理士）
- ⑤ 感染症について（担当：看護師）
- ⑥ 運動発達と日常生活動作 遊びの援助～ICT を活用して（担当：作業療法士）
- ⑦ 腰痛予防（担当：理学療法士）
- ⑧ 食べやすい食事の作り方（担当：本体栄養士）

□ 地域支援に関する取組

○ 専門家派遣事業

地域教育機関のバックアップのため、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の派遣を行います。

○ 訓練見学の受け入れ

近隣の特別支援学校教職員等の要請による訓練見学を今後も受け入れていきます。

<H29 年度実績> 計 89 名

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| ・市立八幡西特別支援学校 | 教職員  | 58 名 |
| ・県立直方特別支援学校  | 教職員  | 19 名 |
| ・築城特別支援学校    | 教職員  | 4 名  |
| ・嘉穂特別支援学校    | 教職員  | 3 名  |
| ・福岡特別支援学校    | 教職員  | 1 名  |
| ・放課後等デイサービス  | 管理者等 | 4 名  |

○ 親子ひろば「すびか」

発達に心配のある児童とその保護者を対象に遊びの場を提供し、親子遊びを通じて親子や児童同士、保護者がグループ活動を楽しむ機会を設けます。

＜親子ひろば「すびか」対象者グループ別の診断＞ (平成 29 年度実績)

| 診断名                 | 未歩行 | 歩行 | 計  |
|---------------------|-----|----|----|
| ダウン症候群              | 6   | 0  | 6  |
| 運動発達遅滞              | 2   | 0  | 2  |
| 精神運動発達遅滞            | 1   | 0  | 1  |
| 脳性麻痺                | 1   | 0  | 1  |
| 言語発達遅滞 (L a R)      | 0   | 1  | 1  |
| 精神遅滞 (M e R)        | 0   | 8  | 8  |
| 自閉症スペクトラム障害 (A S D) | 0   | 1  | 1  |
| A S D+L a R         | 0   | 3  | 3  |
| A S D+M e R         | 0   | 3  | 3  |
| 口唇口蓋裂               | 0   | 2  | 2  |
| 計                   | 10  | 18 | 28 |

＜親子ひろば「すびか」終了後の移行先＞ (平成 29 年度実績)

|         | 未歩行 | 歩行 | 計  |
|---------|-----|----|----|
| きらきら通園  | 5   | 7  | 12 |
| 幼稚園・保育園 | 0   | 9  | 9  |
| 転居      | 0   | 1  | 1  |
| 計       | 5   | 17 | 22 |

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取組

1 基本的な考え方

西部分所は開所から 2 年しか経過しておらず、知名度は決して高いとはいえません。市民に対する最も有効な広報手段のひとつであるホームページ等を活用して情報提供に取り組めます。

2 具体的な取組

ホームページの活用

- 総合療育センター西部分所とは
- クリニックのご案内
- 予約方法
- 通園のご案内
- 利用方法
- その他のサービス（親子ひろば「すびか」/出かけるサービス）
- 所内のご案内
- アクセス

施設のプレゼンテーション資料の製作

- パワーポイントで施設紹介資料を作成します。
- 見学者・保護者・関係者等に対して施設の事業運営などを視覚的にわかりやすく紹介し、障害への理解と認識を深める活動を継続して行います。



施設パンフレットの活用

- 本体に施設パンフレットを設置し、西部分所の事業内容の周知を図ります。
- 見学者・実習生・ボランティア等に施設パンフレットを配布し、障害への理解と認識を深める活動を継続していきます。

〈別紙 4 施設パンフレット〉

 園だより

- 通園利用者へ月 1 回配布します。

〈別紙 5 園だより〉

## エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

### 1 基本的な考え方

- きらきら通園「個別支援計画」マニュアルに基づき、利用児一人ひとりの個別支援計画を作成することにより、利用児の障害特性や状態に配慮した福祉サービスを提供するとともに、利用児へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

〈別紙 6 きらきら通園「個別支援計画」マニュアル〉

### 2 具体的な取組

 多職種による検討

- 利用児の発達や障害特性に応じたプログラム（個別支援計画）を作成します。
- 医師、心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士と共同で通園児一人ひとりの発達や課題、対応方法などを検討するカンファレンスを実施し、その結果を反映した個別支援計画を作成します。
  - 通園カンファレンス（週 3 回）
    - 保育士・児童指導員を始め、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など担当者全員が参加し、利用児一人ひとりについて、情報共有、課題分析及び改善策の検討を行います。
- アセスメントツールとして心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による発達検査等を採用します。

 利用者意見の反映

- 作成にあたり、保護者と協議を行います。
- 保護者の同意を得て、プログラムを実施しています。
- 懇談を通して現在の取組を定期的に確認し、プログラムを適宜修正します。

## オ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組

### 1 基本的な考え方

- 家族は、医療・療育等様々な支援を必要とする障害児について、日常的に多くの悩みや不安を抱えています。
- その悩みや不安を和らげ解消するためには、障害に関する専門知識・相談支援の豊富な経験・支援機関とのネットワークを有するスタッフの存在が不可欠です。
- 西部分所は、相談支援の実績と豊富な知識・経験のある常勤スタッフが家族からの相談にいつでも対応できる体制を整え、家族支援の充実に取り組みます。

### 2 具体的な取組

- 保護者の要望や不安を受け止める取組
  - 家庭訪問 必要に応じて

- 個人懇談 年 3 回程度
- 連絡帳 毎登園日
  
- 保護者への情報提供
  - 保護者講座  
施設の強みである専門スタッフや本体の協力による保護者講座を実施します。
  - 貸出図書の設定  
障害や育児に関する知識獲得のきっかけづくりとして図書の貸出を行います。
  
- 交流の場の提供
  - クラス別懇談会の実施 年 2 回程度  
クラス担当者と家族が一同に会して懇談する機会を設けます。
  - 保護者だけの昼食時間帯の設定  
保育室から離れ、保護者だけで昼食する機会を持つことで、お互いに相談し合える仲間づくりの場を提供します。
  
- 兄弟児交流  
兄弟児のピアカウンセリングのきっかけ作りの場を提供するため、保育参観日（土曜日開園）に合わせ、「兄弟児交流会（自己紹介やゲームなど）」を実施します。
  
- 関係機関との連携
  - ① 児童の受け入れ等については市内にある児童発達支援センターと協議を行うほか、子ども総合センター等関係機関との協議を随時実施します。
  - ② 利用児の併用事業所へ情報提供書を送付する他、電話連絡及び見学を含む会議を実施し、緊密に連携します。

<H29 年度実績>

児童発達支援事業所、幼稚園及び保育園との併用利用児のため、電話、来所、訪問等の対応を以下のとおり行いました。

  - 児童発達支援事業所 9 件
  - 幼稚園 19 件
  - 保育所 16 件
  - 学校・教育委員会 6 件
  - その他保健師等 7 件

計 57 件

## 2-(2) 利用者の満足向上

## ア 利用者の満足が得られるための取組

## 1 基本的な考え方

- サービスが障害の治療・軽減であり、利用者個々の状態が千差万別であること、よって対応方法もそれぞれ異なることなどから、利用者の満足度合もそれぞれ異なります。従って、利用者に満足いただくためには、利用者それぞれの意向を十分汲み取ることが何より重要と考えます。
- 西部分所が提供するサービスについて、利用児及びその家族に満足していただくためには、以下について心掛けることも大切であると考えます。
  - ① 施設の利用環境が快適であること
  - ② 職員の対応が心地よいものであること
  - ③ 提供サービスが利用者のニーズを充たすものであること
  - ④ 利用者の声に耳を傾け、意見・要望を施設運営に反映すること
- 利用児及びその家族から「満足」「安心」「信頼」を得るために、サービスの品質向上を日常的に意識し、施設運営の改善に日々取り組みます。

## 2 具体的な取組

## □ 医療に関する取組

- 日常のやり取りを大切にし、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めます。
- 投書箱「声の箱」を設置します。
- 苦情受付について掲示を行い、利用者への周知を図ります。

## □ 療育に関する取組

- 日常のやり取りを大切にし、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めます。
- 個別懇談を実施します。 (年3回程度)
- クラス懇談会を実施します。 (年2回程度)
- 連絡ノートを活用します。 (毎登園日)
- アンケートを実施します。
- 投書箱「声の箱」を設置します。
- 苦情受付について掲示を行い、利用者への周知を図ります。

## 【目標（数値目標）】市障害者支援課実施アンケートにおける満足度

| 項目  | 31年度  | 32年度  | 33年度  |
|-----|-------|-------|-------|
| 満足度 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 |

(28年度実績 86% 29年度実績 96.5%)

## イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

## 1 基本的な考え方

- 利用児やその家族の意志表明、自己選択を尊重するためには、意見・要望を集約する体制を整えることが重要です。
- また、集約した意見・要望について、職員による課題共有や改善策の対応検討を行う場を設けることが必要です。
- さらに、検討結果を利用児やその家族に速やかに報告するとともに、可能な限り意見・要望を施設運営に反映することが求められます。
- 利用児やその家族の満足度を高めるため、意見集約・検討を円滑に実施することにより、業務改善・新たな事業実施・サービスの向上に取り組みます。

## 2 具体的な取組

## □ 意見集約の方法

前項アのとおり

## □ 意見検討の仕組み

利用者の障害の治療・軽減に向けた取組やご家族の支援などに関する情報を共有し、職員の共通認識のもとで課題を解決するための機会を設けます。

- 通園カンファレンス (週 3 回)
- 通園運営会議 (週 1 回)
- ケースカンファレンス (月 2 回)
- クラスミーティング (月 1～2 回)
- 係会議

各係単位でサービス上の課題解決に向けた検討の機会を設けています。

- 訓練係会議 週 1 回
- 通園係会議 週 1 回
- 通園担当者会議 月 1 回
- 庶務係会議 適宜
- 診療係会議 適宜 (必要に応じ他係参加)

## ○ 検討結果の回答・周知

- ① 個別の回答 (利用者特定の場合)
- ② 掲示板による回答 (利用者匿名の場合)

## ウ 利用者からの苦情に対する対策について

## 1 基本的な考え方

- 利用者が苦情・相談・意見を利用施設に申し出る場合、気軽に伝えることができる環境を整えることが必要です。
- 特に、苦情に関してはその内容を把握し、改善に向けた検討を速やかに行うことが求められます。
- 苦情の集約・検討・改善を速やかに行い、利用児やその家族の「満足」「安心」「信頼」を獲得するとともに、常にサービスの質向上及び充実を図ることに取り組みます。

## 2 具体的な取組

- 施設に苦情受付及び苦情解決責任者を定め、外来に掲示するとともに、「きらきら通園重要事項説明書」に明示し、契約の際に説明します。
- 意見箱の設置
- 利用者アンケートの実施
- 苦情対応研修への参加

〈別紙 7 総合療育センター西部分所苦情解決の仕組み〉

〈別紙 8 事業団福祉サービス苦情解決実施要綱〉

〈別紙 9 事業団障害福祉サービス苦情解決実施要綱の事務取扱要領〉

## エ 利用者への情報提供を図るための取組

## 1 基本的な考え方

- 最新の福祉情報・障害に関する知識等の情報提供を行うことは、障害児やその家族に留まらず、広く市民の障害福祉への関心や認知を広めることに繋がると考えま

す。

- この考えをもとに、多様な方法を用いて有用な福祉情報等の広報活動に取り組みます。

## 2 具体的な取組

- ホームページを活用し、西部分所の情報を発信します。
- 外来ホール、廊下、出入口、診察室及びクラス出入口等に掲示板を設置し、情報を掲示します。
- 専門スタッフ等による保護者講座を開きます。
- 園だよりや献立表（毎月 1 回配布）で通園や献立の旬な情報を発信します。
- 連絡帳を活用します。
- きらきら通園重要事項説明書
- パンフレットやちらしを設置します。
- メールを利用した感染症に関する情報を配信します。

## オ 利用者のニーズ等に沿った取組

### 1 基本的な考え方

- きらきら通園「個別支援計画」マニュアルに基づき、利用児一人ひとりの個別支援計画を作成します。
- 個別支援計画に基づき、利用児の特性・状態に応じたサービスを提供します。
- 利用児へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

### 2 具体的な取組

- ニーズの把握方法
  - 通園面接シートを始め、各種様式への保護者による記入
  - 面接や面接時の観察等
  - アンケートの実施
- ニーズの検討・調整
  - 通園カンファレンス（週 3 回）
 

保育士・児童指導員を始め、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など担当者全員が参加し、利用児一人ひとりについて、情報共有、課題分析及び改善策の検討を行います。
  - クラスミーティング（発達系クラス月 1 回、運動系クラス月 2 回）
 

クラスごとに保育士・児童指導員、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など担当者全員が参加し、クラスにおける利用児への対応について、情報共有、課題分析及び改善策の検討を行います。
  - 保育活動打ち合わせ（運動系クラスのみ毎日）
 

運動系クラスの保育士・児童指導員、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士で毎朝、当日の活動に関する課題確認等打ち合わせを行います。
  - モニタリングの実施
- ニーズの反映の周知など
  - 個別支援計画の内容を保護者に開示し、説明を行います。
  - 個別支援計画は保護者に分かりやすく、より具体的で生活に即したものを作成します。

カ その他のサービスの質を維持・向上するための具体的な提案

1 新人職員の教育

- ① 事務局主催による基礎研修 (年 3 回)
- ② 事務局主催による専門研修 (年 2 回)
- ③ 職員研修所を利用した研修 (年 1 回)
- ④ 本体での体験研修等 (適宜)

2 中堅職員の研修

- ① 事務局主催による研修 (年 1 回)

3 支援技術の向上

① 職場内研修

- 事業団「療育研修報告会」への参加及び研修発表
- 本体との合同開催である「学術集会」への参加及び研修発表
- 所内に外部講師を招いた研修会の開催
- 本体の専門職を招いた研修会の開催
- 事業団内栄養士、作業療法士、言語聴覚士、保育士・児童指導員及び調理員による嚥下食に関する継続的な研修体制
- 個人情報保護に関する研修の実施

② 職場外研修

各種専門研修への参加

③ 自己啓発のサポート

- 当所職員は、各専門分野に関する各種研究会等に参加し、日常的にスキルアップ等の自己研鑽に努めています。
- 今後も継続して各種研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。

<学会>

- 小児精神神経学会
- 発達心理学会
- 発達障害学会
- 日本コミュニケーション障害学会
- 日本臨床心理学会

<研究会>

- 日本ボバース研究会
- 日本ボーテージ協会

<職能団体による研修> ※以下は加入する団体名

- 日本理学療法士協会
- 福岡県理学療法士協会
- 日本作業療法士協会
- 福岡県作業療法士協会
- 日本言語聴覚士協会
- 福岡県言語聴覚士協会
- 日本臨床発達心理士会
- 福岡県臨床心理士会

4 自主事業の提案

- 清涼飲料水の自動販売機を施設内に設置し、利用者の利便性向上を図ります。
- 自動販売機は外来待合ホールの壁面に 1 台設置します。
- 自動販売機の設置業者選定にあたっては入札を実施します。
- 自動販売機設置による収支見込は収支計画書のとおりです。
- 月額 960 円を市へ納付します。

## 2-(3) 指定管理料及び収入

## ア 指定管理業務に係る費用について

- 適切な業務委託による節減
- 本事業団は、運営施設に共通する委託業務については事務局による一括入札等適切な方法により、業者決定を行っています。  
また、本体及び当所に共通する委託業務については本体と合同で入札等の方法により、業者決定を行っています。
  - 今後もこの方法を継続することにより、経費縮減を図ります。  
〈主な契約内容〉
    - 清掃業務
    - 機械警備業務
    - 衣類洗濯業務
    - 消防設備保守点検業務
    - 医療廃棄物処理業務
- 水道光熱費の節約
- 北九州パワーとの契約  
電気料金の見直しを行い、より経費節減の見込まれる北九州パワーとの契約を継続します。
  - 節電・節水への取組
    - ① 「水道」
      - 手洗い場には節水協力の張り紙を掲示し、職員の節水意識を高めます。  
また、トイレの手洗いは自動水栓により蛇口の締め忘れ防止を行っています。
    - ② 「電灯」
      - 各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めます。  
また、電気集中リモコンで適切な時間帯の人切を行い、節電に努めます。
    - ③ 「空調」
      - 環境省が提唱している空調温度を基準として、費用削減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。  
『クールビズ』 夏は 28 度基準  
『ウォームビズ』 冬は 20 度基準
      - 空調設備のスケジュール機能を活用し、電源の人切、温度設定を管理し、節電に努めます。
      - 夏季に日差しが強く当たる部屋にサンシェードを設置し、遮熱効果を上げることを今後も継続します。

## □ 収支計画

単位：千円

|        | 31 年度   | 32 年度   | 33 年度   |
|--------|---------|---------|---------|
| 管理運営費  | 251,099 | 251,099 | 251,099 |
| 利用料収入等 | 152,737 | 152,737 | 152,737 |
| 指定管理料  | 98,362  | 98,362  | 98,362  |

イ 収入を最大限確保する提案について

1 サービス内容の情報提供

- ホームページにおいて、各種サービスの利用に関し積極的な情報開示を行い、利用者の増加に努めます。
- 相談やお問合せにはパンフレットや通園のしおりを活用しながら丁寧な対応を行い、利用者の増加に努めます。

2 具体的な取組

- 受診ニーズの高い小児科や歯科の受診口を今後も増やすよう努めます。
- 通園に常勤看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れやすい体制を今後も継続します。

ウ 利用料金の設定について

- 以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。
  - 医科及び歯科点数表に定められた診療報酬
  - 児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 食事代等実費に関わる料金は、食材調達等費用や類似施設の料金体系等を勘案して適正な単価を設定します。



## 2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

## ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

## 1 収入計画

平成 30 年度予算を参考として収支の積算を行っています。

## ○ 医療収入

|      |                 |       |
|------|-----------------|-------|
| 診療日数 | 整形外科・リハビリテーション科 | 244 日 |
|      | 小児科             | 125 日 |
|      | 歯科              | 144 日 |

## ○ 福祉収入（きらきら通園）

|         |         |
|---------|---------|
| 開園日数    | 253 日   |
| 延べ利用児童数 | 6,900 人 |
| 一日平均    | 27.4 人  |

## ○ 地域支援収入

|          |           |
|----------|-----------|
| 外来療育指導事業 | 1,948 回/年 |
| 施設専門指導事業 | 6 回/年     |
| 施設一般指導事業 | 4 回/年     |
| 専門療育指導事業 | 114 回/年   |

## 2 支出計画

|          |            |
|----------|------------|
| ○ 人件費    | 203,057 千円 |
| ○ 事業費    | 11,401 千円  |
| ○ 事務費    | 33,913 千円  |
| ○ その他の経費 | 2,728 千円   |

## イ 指定管理業務の適切な再委託について

## 1 基本的な考え方

- 本事業団は、運営施設に共通する委託業務については事務局による一括入札等適切な方法により、業者決定を行っています。また、本体及び当所に共通する委託業務については本体と合同で入札等の方法により、業者決定を行っています。
- 今後もこの方法を継続することにより、経費縮減を図ります。

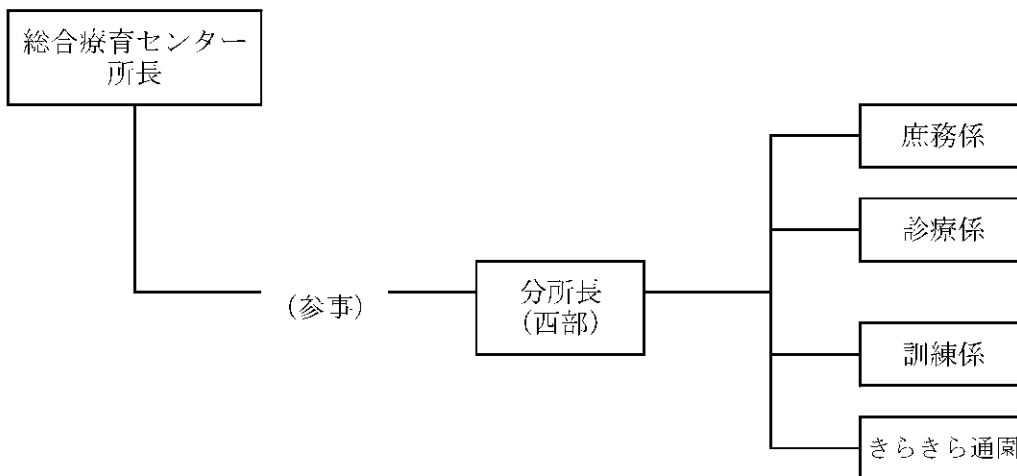
〈主な契約内容〉

- 清掃業務
- 機械警備業務
- 衣類洗濯業務
- 消防設備保守点検業務
- 医療廃棄物処理業務

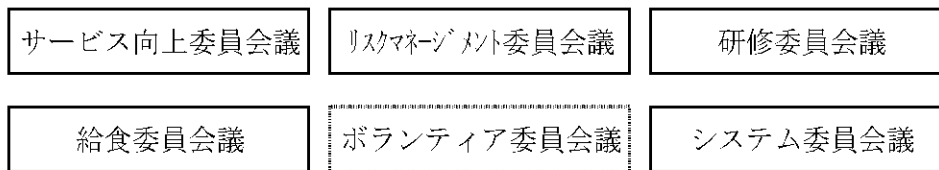
2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

1 管理体制図



2 各種委員会



※ボランティア委員会議はきらきら通園におく

〈別紙 10 総合療育センター西部分所委員会議規程〉

イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

1 基本的な考え方

- 医療機関として、医療法に定められた配置基準に従い、医師等必要な職種及び人員を配置します。
- 児童福祉施設として、障害福祉サービス指定基準に従い、児童指導員等必要な職種及び人員を配置します。
- そのほかに西部分所を円滑に管理運営するため、事務員等必要な職種及び人員を配置します。

## 2 具体的な配置計画

|           | 人数 | 常勤 | 非常勤 | 備 考                    |
|-----------|----|----|-----|------------------------|
| 医師        | 3  | 1  | 2   | (常) 整・リハ (非常) 小・内・整・リハ |
| 歯科医師      | 1  |    | 1   |                        |
| 歯科衛生士     | 2  |    | 2   |                        |
| 看護師       | 2  | 2  |     | 外来1、きらきら通園1            |
| 理学療法士     | 3  | 3  |     | きらきら通園兼務               |
| 作業療法士     | 3  | 3  |     | きらきら通園兼務               |
| 言語聴覚士     | 3  | 3  |     | きらきら通園兼務               |
| 心理士       | 3  | 3  |     | きらきら通園兼務               |
| 保育士・児童指導員 | 12 | 12 |     | 管1、児発管1、保8、指2 (40名定員)  |
| 事務員       | 4  | 4  |     | うち1名短時間パート             |
| 調理員       | 1  | 1  |     | きらきら通園                 |
| 計         | 37 | 32 | 5   |                        |

## &lt;きらきら通園配置基準&gt;

- 児童指導員及び保育士 障害児の数を1で除して得た数以上
- 嘱託医、児童指導員、保育士、調理員、児童発達支援管理責任者 各1人以上

## ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

## ○ 国家資格を有する専門職種

|       | 人数     | 根拠規定                             |
|-------|--------|----------------------------------|
| 医師    | 3      | 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)           |
| 歯科医師  | 1      | 歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号)         |
| 看護師   | 2      | 保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号)    |
| 歯科衛生士 | 2      | 歯科衛生士法 (昭和 23 年法律第 204 号)        |
| 理学療法士 | 3      | 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号) |
| 作業療法士 | 3      | 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号) |
| 言語聴覚士 | 3      | 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号)         |
| 社会福祉士 | 2      | 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)  |
| 保育士   | 12     | 児童福祉法第 18 条                      |
| 公認心理師 | 3 (予定) | 公認心理師法 (平成 29 年法律第 68 号)         |

※保育士資格と社会福祉士資格重複者 2 名

※公認心理師法 (平成 29 年法律第 68 号) の施行により平成 30 年 9 月 9 日に試験実施予定。

## ○ 常勤職員の経験年数

|       | 人数 | 経験年数  |
|-------|----|-------|
| 医師    | 1  | 36年   |
| 看護師   | 2  | 20.5年 |
| 理学療法士 | 3  | 13.6年 |
| 作業療法士 | 3  | 6.3年  |
| 言語聴覚士 | 3  | 6.3年  |
| 心理士   | 3  | 20年   |
| 児童指導員 | 2  | 17年   |
| 保育士   | 10 | 19.1年 |
| 調理員   | 1  | 11年   |

エ 職員の資質・能力向上を図る取組について

1 基本的な考え方

事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」を制定しています。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針に基づいた「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な問題と位置付けています。

そのうえで、事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

2 具体的な取組

① 事業団の研修体系

【求める人材像】

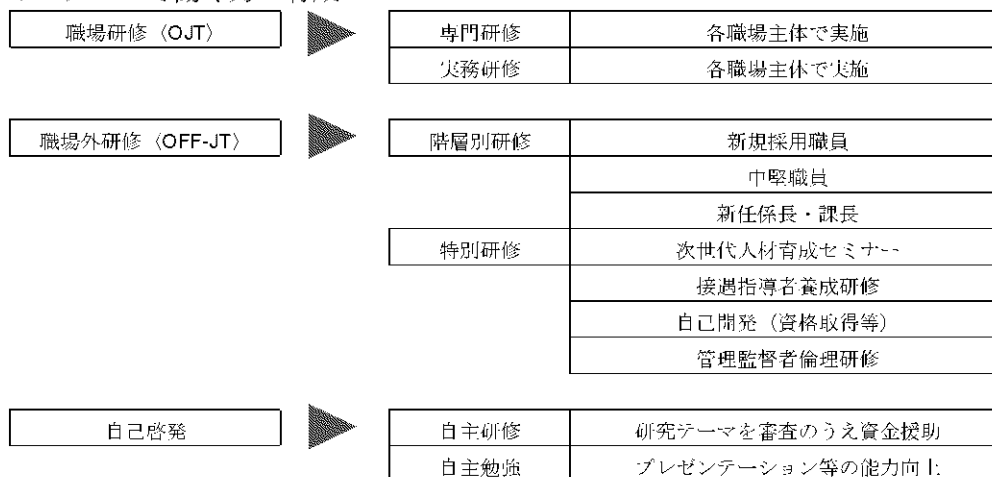
1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

【人材育成の基本的方向】

1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修はOJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成



〈別紙 11 人材育成基本方針〉

② 施設の専門研修

□ 施設内研修

- 係（職種単位）で、月 1 回程度の研修を行います。
- 各係でテーマを持ち、年間を通じて研修、研究してきたことを発表する場である学術集会を総合療育センター本体とともに開催します。

【学術集会（H29 年度）】

特別講演 「共に生活を紡ぎ、恢復すること  
— 作業療法学からとらえる日常生活の意味と支援 —」  
講演：名古屋大学医学部保健学科 作業療法学専攻教授 辛島千忠子 氏  
職員演題発表 3 題 （参加職員 26 名）

（別紙 12 学術集会プログラム）

- 外部講師による所内研修会を実施します。  
＜H29 年度実績＞
  - ・障害児保育に対するコンサルテーション（6 回/講師：西南女学院大学教授）
  - ・「計画相談支援」についての研修会（1 回/本体地域支援室長）
- 利用児童の口腔機能の発達に応じた適切な嚥下食（通園給食）を提供するため、今後も栄養士、セラピスト、保育士及び調理員等関係者による研修を実施します。
- 個人情報保護に関する研修を実施します。

□ 施設外研修

- 医療・福祉サービスの向上を目的として、毎年度実施される各種研修会、講演会、講習会に職員が参加し、専門知識・技術の習得や医療・福祉情報の収集を行います。
- 今後も継続して参加し、職員の資質向上を図ります。
  - 全国児童発達支援施設運営協議会研修会
  - CDS・中四国九州地区職員研修会
  - 肢体不自由児・重症障害者（児）等療育職員講習会
  - 九州理学療法士・作業療法士合同学会
  - 障がい者虐待防止研修
  - 実習指導者フォローアップ研修
  - 障害者ケアマネジメント研修会
  - 給食研修
  - 本体での各種実習
  - 施設見学
  - 専門研修
    - ・ 日本小児診療多職種研究会
    - ・ 歯科医療安全対策研修会
    - ・ 日本小児呼吸器学会
    - ・ ディスレクシアワークショップ
    - ・ 日本版 KABC-II ベーシック講習会
    - ・ 全国肢体不自由児療育研究大会
    - ・ ペアレントトレーニングファシリテーター養成研修
    - ・ INREAL 初級ワークショップ
    - ・ コモンセンスペアレンティング

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

1 基本的な考え方

- 本体は、前身である「足立学園」が開設された昭和 40 年から 50 年以上の長きに亘り、「地域の一員」として地域の社会福祉に貢献してきました。
- 事業団の基本理念である「一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献する」

ため、長年培った人材・実績・経験などの専門性を活かし、地域における子育て支援・地域の人材育成・将来の福祉人材の育成に取り組みます。

## 2 具体的な連携・協働

### □ 教育委員会との連携

医師・セラピストの特別支援学校・特別支援学級への派遣

### □ 地域との交流

- 隣接する竹末市民センターの講座へ通園児童が参加
- 近隣の保育園との交流保育
- 地域の行事である「竹末山笠」の施設来所
- 竹末・若葉地域相互防災協定の継続維持
- 竹末まちづくり協議会構成員としての活動
- 一般社団法人北九州おたがいさま推進事業協会への参加

〈別紙 13 竹末・若葉地域相互防災協定書〉

### □ 実習生の受け入れ

保育士等をめざす学生に対し、当所の物的・人的資源を活用し、技術習得の機会と場を提供しています。

障害に対する理解を深めるとともに、福祉人材の育成に貢献するため、今後も受け入れを継続実施します。

<H29 年度実績> (37 名 延べ 158 日)

- 市内保育所保育士 11 名 延べ 33 日
- 介護体験実習 (福岡教育大学・九州女子大学) 4 名 延べ 20 日
- プレインターンシップ (福岡県立大学) 1 名 延べ 5 日
- 保育士実習
  - 西南女学院大学 3 名 延べ 30 日
  - 西南女学院短期大学 7 名 延べ 70 日
- 見学実習
  - 西南女学院大学 7 名
  - 市外児童発達支援事業所 4 名

### □ ボランティアの受け入れ

兄弟児の託児や裁縫等のボランティアを受け入れていきます。

障害児とのふれあいを通じて障害に対する理解と認識を深めるため、今後も受け入れを継続実施します。

<H29 年度実績> (延べ 150 名)

- 兄弟児託児ボランティア 延べ 146 名
- 裁縫ボランティア 2 名
- 行事ボランティア 2 名

〈別紙 14 託児ボランティア (保護者向けチラシ)〉

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

## ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

## 1 基本的な考え方

- 事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていく上で重要な問題と捉えています。
- 個人情報の保護等に関して適切に対応するため、「個人情報の保護に関する法律」、「北九州市個人情報保護条例」、その他の法令を遵守するとともに、事業団は個人情報保護規程等を整備しており、今後も個人情報管理体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

〈別紙 15 個人情報保護規程〉

## 2 具体的な取組

## □ 個人情報の保護

## ○ 個人情報保護規程等の整備

- 「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」及び「総合療育センター個人情報保護方針」に従い、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、一層の管理徹底を行います。
- 独自に情報資産管理運営のルールを定め、PC やインターネット等情報技術を利用した情報資産の適正な管理を今後も継続実施します。

## ○ 個人情報保護に関する研修

- 全職員を対象に個人情報保護に関する研修を今後も継続実施します。

〈別紙 16 総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範〉

〈別紙 17 総合療育センター個人情報保護方針〉

〈別紙 18 総合療育センター西部分所情報資産管理運営のルール〉

## □ 情報の開示

- 本事業団は「事業団情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

〈別紙 19 情報公開規程〉

## イ 施設の利用者に対する人権の尊重や、身体拘束及び虐待等の防止策などについて

## 1 基本的な考え方

- 障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行され、西部分所においても利用児やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権を守る体制を整備しています。
- 個別の合理的配慮についても、施設で検討のうえ対応可能な限り配慮するとともに、今後もこの体制を継続し、利用児の権利擁護を徹底します。

## 2 具体的な取組

- 「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」に従い、利用者の人権尊重に努めます。
- 人権研修を実施します。(年 2 回)
- 人権感覚や基本態度、言葉遣いなどについて、チェックシートを用いて職員の行動・態度を自己チェックし、今後の対応に反映します。
- 差別解消、合理的配慮に関する研修に積極的に参加します。

〈別紙 20 職員の行動規範自己チェック表〉

## ウ 利用者の選定が公平で適切に行われるための配慮について

## 1 基本的な考え方

- 利用児の状態や要望を具体的に把握し、必要な支援方法を検討の上、他の児童発達支援センターや子ども総合センター等関係者・関係機関と協議・調整します。

## 2 具体的な取組

- 市内児童発達支援センターと調整会議を開催します。
- 子ども総合センター等関係機関と連携します。

## エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

## 1 基本的な考え方

- 障害のある方及びその家族等利用者に、日々安心して西部分所を利用していただくことが施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、事故発生時における即応体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

## 2 具体的な取組

## □ 安全対策マニュアルの整備

「総合療育センター西部分所安全管理指針」及び「総合療育センター西部分所リスクマネジメントマニュアル」を定め、職員への周知徹底を今後も継続します。

〈別紙 21 安全管理指針〉

## □ 具体的な安全対策

- 施設全体の安全点検を月 1 回以上、各部門では、遊具・設備の安全点検を月 1 回実施して危険箇所の発見、改善に努めます。
- ヒヤリハットや事故報告については、リスクマネジメント委員会及び運営会議において対策を協議し、報告書や共有フォルダ閲覧による職員間の情報共有を図るとともに、事故防止、安全対策に努めます。
- AED を外来診察室に設置し、救急体制を整備しています。
- 外来駐車場出入口に減速帯を設け、外来駐車場内における車両スピードの減速を促し、利用者の安全確保を図る体制を維持継続します。
- 所内自動ドアの隙間で児童が指挟みするのを防止するため、保護材の設置を維持継続します。
- 利用児童が所内で衝突するなどの事故防止のため、注意喚起のポスター掲示を行います。

## □ 事故発生時の対応

- 事故発生時には、利用者の安全確保を第一に考えて行動します。
- 関係者及び関係機関への迅速な報告等、情報の把握及び提供を行う体制を整備します。
- 今後もこの体制を継続して維持し、迅速な対応を図ります。

## オ 衛生管理及び感染症防止の対策などについて

## 1 基本的な考え方

- 障害のある方及びその家族等利用者に、日々、安心して西部分所を利用していただくことが、施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、緊急時におけ



る即応体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

## 2 具体的な取組

### □ 感染対策マニュアルの整備

- 「総合療育センター西部分所院内感染対策指針」及び「総合療育センター西部分所院内感染対策マニュアル」を定め、職員への周知徹底を今後も継続します。
- 事業団の「給食衛生管理マニュアル」や「総合療育センター西部分所食中毒緊急対策マニュアル」に従い、給食の提供にあたっては衛生環境の維持や食中毒等の感染症防止に努めます。

〈別紙 23 院内感染対策マニュアル〉

〈別紙 24 食中毒緊急対策マニュアル〉

〈別紙 25 給食衛生管理マニュアル〉

〈別紙 26 大量調理施設衛生管理マニュアル〉

### □ 感染防止の対策

- 食中毒や感染症の予防のため、手洗い教材等を活用して職員の手洗い励行を促します。
- 11月から3月までの5か月間、利用者が接触するドアノブ等の消毒を行うとともに、トイレブースに除菌スプレーを設置し、使用者に利用を促します。
- 感染症発生時には、保護者へメールによる速やかな連絡を行い、感染拡大防止を呼びかけます。
- 本体のイブニングレクチャーで実施されたリスクマネジメントや感染予防研修の動画等を活用して、年2回の医療安全研修を実施します。

### □ 感染症発生時の対応

- 感染症発生時には、利用者の安全確保を第一に考えて行動します。
- 関係者及び関係機関への迅速な報告等、情報の把握及び提供を行う体制を整備します。
- 今後もこの体制を継続して維持し、迅速な対応を図ります。

## カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

### 1 基本的な考え方

- 障害のある方及びその家族等利用者に、日々、安心して西部分所を利用していただくことが、施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、災害等の発生時、利用者の不安感や身の危険を最大限抑制するため、危機管理体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

### 2 具体的な取組

#### □ 防犯対策

- 「総合療育センター西部分所防犯マニュアル」に従い、職員への周知徹底を今後も継続します。
- 防犯カメラを運用します。  
また防犯カメラはマニュアルに従い、適切な運用管理に努めます。
- 防犯カメラ設置周知のステッカーを外部から見える場所に貼付し、不審者侵入を抑止します。
- 施設内5か所への防犯ブザー設置により、防犯対策を継続します。

- 保育時間帯（10時～14時）は通園部門出入口を施錠し、出入口を外来1か所に集中させ、管理体制を強化します。
- 外来者に対し、外来窓口誘導を促す文書を掲示し、不審者の見分けに役立っています。
- 防犯訓練を実施します。（年1回）

また、防犯訓練はビデオ録画を行い、職員の防犯研修に役立っています。

〈別紙 27 防犯マニュアル〉

□ 防災対策

- 「総合療育センター西部分所防災計画」を定め、職員への周知徹底を今後も継続します。
- 消防計画の整備を行います。
- 消防設備の定期点検を実施します。
- 事務局・職員・保護者への連絡網の整備を継続します。
- 防災訓練を各部門では月1回、施設全体では年2回実施します。
- 所内の什器等の耐震対策を継続します。
- 「竹末・若葉地域相互防災協定」を継続維持します。

〈別紙 28 非常災害計画〉

□ 危機管理体制

- 緊急連絡網を整備します。
- 事業団動員計画を整備します。

## 北九州市立総合療育センター西部分所に関する収支計画書

## 1 指定管理業務に関する収支

## (1)総括表

## 【収入見込】

(単位:千円)

| 区 分              | 収入計画    |         |         | 計       | 摘 要         |
|------------------|---------|---------|---------|---------|-------------|
|                  | 31年度    | 32年度    | 33年度    |         |             |
| 1. 障害福祉サービス等事業収入 | 81,897  | 81,897  | 81,897  | 245,691 | 収入項目内訳書のとおり |
| 2. 医療事業収入        | 68,592  | 68,592  | 68,592  | 205,776 |             |
| 3. その他の収入        | 2,248   | 2,248   | 2,248   | 6,744   |             |
| 収入合計(A)          | 152,737 | 152,737 | 152,737 | 458,211 |             |

## 【支出見積】

| 区 分    | 支出計画    |         |         | 計       | 備 考         |
|--------|---------|---------|---------|---------|-------------|
|        | 31年度    | 32年度    | 33年度    |         |             |
| 1. 人件費 | 203,057 | 203,057 | 203,057 | 609,171 | 支出項目内訳書のとおり |
| 2. 事務費 | 33,913  | 33,913  | 33,913  | 101,739 |             |
| 3. 事業費 | 11,401  | 11,401  | 11,401  | 34,203  |             |
| 4. その他 | 2,728   | 2,728   | 2,728   | 8,184   |             |
| 小 計    | 251,099 | 251,099 | 251,099 | 753,297 |             |
| 合 計(B) | 251,099 | 251,099 | 251,099 | 753,297 |             |

## 【収支明細】

|            |         |         |         |          |  |
|------------|---------|---------|---------|----------|--|
| 収入合計(A)    | 152,737 | 152,737 | 152,737 | 458,211  |  |
| 支出合計(B)    | 251,099 | 251,099 | 251,099 | 753,297  |  |
| 収支差(A)-(B) | -98,362 | -98,362 | -98,362 | -295,086 |  |
| 指定管理料      | 98,362  | 98,362  | 98,362  | 295,086  |  |